

令和5年度

第1回山梨県立美術館協議会資料

令和5年8月18日（金）

山梨県立美術館

資料目次

山梨県立美術館協議会委員名簿	1
山梨県附属機関の設置に関する条例ほか	3
山梨県立美術館組織図	7
指定管理者組織図	8
山梨県立美術館の観覧者数の推移	9

【審議事項】

(1) 山梨県立美術館協議会運営要綱ほか制定について	13
----------------------------	----

【報告事項】

(1) 新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョンについて	最後尾
(2) 令和4年度事業報告について	19
(3) 令和5年度事業報告及び予定について	

山梨県立美術館協議会委員名簿

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

氏名	役職	出身分野(勤務先等)		備考
		社会教育関係	(都留市教育長)	
小林 正人	山梨県市町村教育委員会連合会代表(副会長)	社会教育関係	(都留市教育長)	
大木 貴之	一般社団法人ワインツームズ代表理事	学識経験者		
向山 富士雄	南アルプス市立美術館長	学識経験者		
奥山 幾代子	山梨県芸術文化協合理事(フラワーデザイン部門長)	学識経験者		
斉木 邦彦	元山梨県教育長	学識経験者		
保坂 博司	山梨美術協会代表(顧問)	学識経験者		
高野 孫左之門	株式会社吉字屋本店代表取締役社長	学識経験者		
野口 英一	報道関係(山梨放送・山梨日新聞社社長)	学識経験者		
原田 由起彦	〃 (テレビ山梨代表取締役社長)	学識経験者		
藤原 和昭	〃 (NHK甲府放送局局長)	学識経験者		
仲田 道弘	公益社団法人やまなし観光推進機構理事	学識経験者		
神宮司 洋子	公募	家庭教育		
(欠員)	公募	家庭教育		
川口 祐子	山梨県公立小中学校長会代表	学校教育関係	(南アルプス市立八田小学校長)	
廣瀬 志保	山梨県高等学校長協会代表	学校教育関係	(笛吹高等学校長)	

○山梨県附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる機関を設置し、その担任する事務は、同表の担当事務欄に掲げるとおりとする。

2～4 略

（組織）

第四条 附属機関は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

（会長等）

第五条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、会長又は委員長（以下「会長」と総称する。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」と総称する。）を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、執行機関の規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第七条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

別表第一(第二条、第四条関係)

一 知事の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県立美術館協議会	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第二項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人以内	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年
山梨県立美術館専門委員会	山梨県立美術館における資料の収集、保存及び展示並びにその実施する事業に関する調査審議に関する事務	七人以内	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	二年

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補欠の委員の任期）

第二条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第四条 条例第五条第一項の規定により、附属機関（次に掲げる附属機関を除く。）に会長を、次に掲げる附属機関に委員長を置く。

一～十 略

※次に掲げる一～十の附属機関に美術館協議会は入っていないため、会長を置く。

2 条例第五条第一項の規定により副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。

※次の表に美術館協議会はないため、副会長は置かない。

（定足数の特例）

第五条 条例第六条第二項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県立美術館協議会	過半数

（資料の提出等の要求）

第八条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（意見の陳述）

第九条 関係行政機関の職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(庶務)

第十二条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

○博物館法（抜粋）

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。)の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

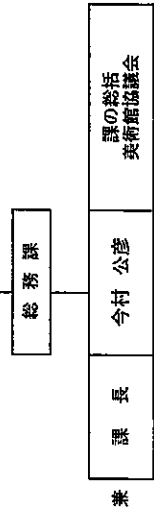
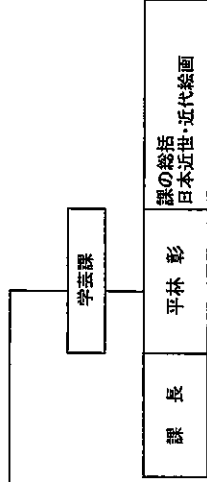
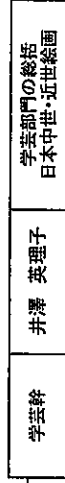
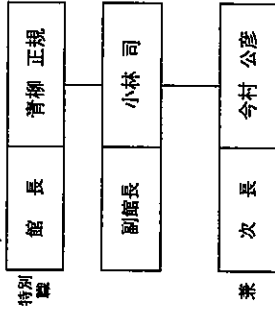
第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館組織図

令和5年8月1日現在

所属名	県立美術館	
正規職員	特別職非常勤職員	合計
11	1	18
兼(2)	6	兼(2)



普及担当

職名	氏名	主たる業務
リーダー 学芸員	太田 智子	担当の総括 現代美術、西洋近代絵画
副主査	田所 良通	美術館教育
副主査	加藤 祥子	美術館教育
会計年度 任用職員	小西 秀樹	協力員指導

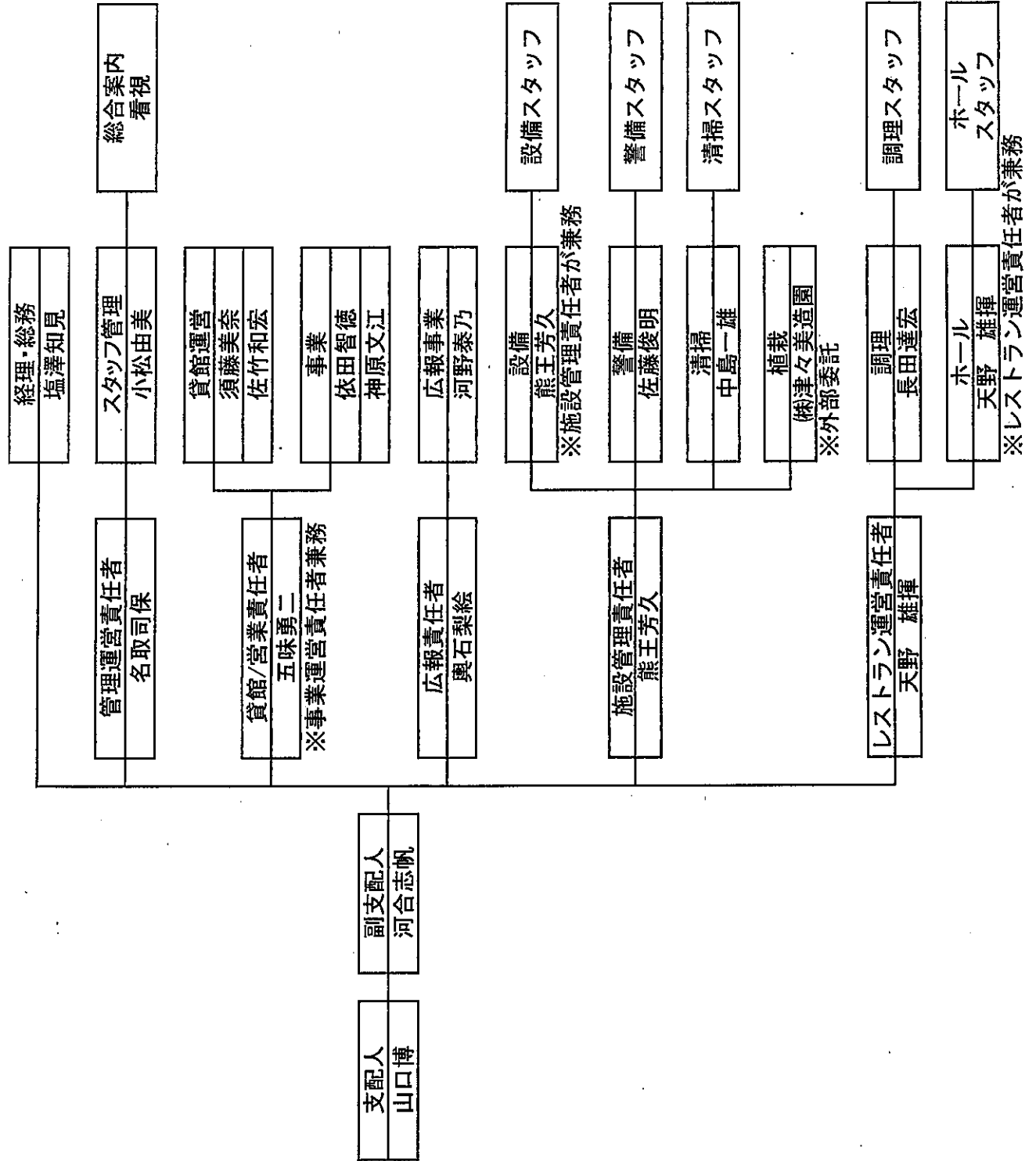
学芸担当

職名	氏名	主たる業務
リーダー 学芸員	高野 早代子	担当の総括 県関係作家、保存
学芸員	森川 もなみ	西洋・日本近代美術
学芸員	小坂井 玲	西洋近代絵画
学芸員	下東 佳那	日本現代美術・現代洋画
会計年度 任用職員	雨宮 千鶴	学芸補助
会計年度 任用職員	沖田 春奈	学芸事務
会計年度 任用職員	井上 智恵子	学芸事務
会計年度 任用職員	土屋 尚美	学芸事務

美術館協力会

職名	氏名	主たる業務
協力会 職員	小杉 佳子	協力会経理
協力会 職員	矢崎 理江	協力会経理

R5年度 指定管理組織体制



山梨県立美術館の観覧者数の推移

年度	開館日数	常設展	特別展・新収藏品展等	観覧者数合計
S53	118	160,594	91,501	252,095
54	295	316,325	152,418	468,743
55	298	410,214	110,951	521,165
56	297	421,759	124,772	546,531
57	296	401,864	107,843	509,707
58	295	391,408	118,381	509,789
59	298	416,423	87,280	503,703
60	299	396,782	193,786	590,568
61	302	443,656	116,263	559,919
62	298	454,876	78,845	533,721
63	296	471,011	109,642	580,653
H1	304	408,088	71,341	479,429
2	293	409,354	69,818	479,172
3	300	379,707	162,035	541,742
4	290	359,582	155,457	515,039
5	287	320,179	97,028	417,207
6	278	270,067	79,467	349,534
7	300	262,845	71,246	334,091
8	289	276,556	86,910	363,466
9	293	202,358	53,780	256,138
10	281	266,846	167,521	434,367
11	298	176,533	89,962	266,495
12	300	149,708	84,963	234,671
13	301	122,857	65,484	188,341
14	301	166,783	131,560	298,343
15	288	90,783	43,766	134,549
16	298	115,874	83,408	199,282
17	301	100,777	50,203	150,980
18	309	96,898	35,385	132,283
19	309	99,823	64,421	164,244
20	307	112,410	85,669	198,079
21	309	117,250	57,803	175,053
22	310	98,986	61,123	160,109
23	310	103,181	84,090	187,271
24	311	120,650	67,736	188,386
25	306	97,569	59,204	156,773
26	308	137,316	112,138	249,454
27	307	97,675	103,380	201,055
28	306	80,474	68,718	149,192
29	305	76,898	67,127	144,025
30	303	90,090	106,226	196,316
R1	280	76,546	120,458	197,004
R2	255	40,319	34,716	75,035
R3	273	52,096	54,802	106,898
R4	304	77,488	69,416	146,904
R5	304	25,332	15,590	40,922
計	13,510	9,964,810	4,123,633	14,088,443

7月末

令和5年度常設展観覧者数

月	開館日数	観覧者数
4	26	4,624
5	27	7,845
6	26	5,243
7	26	7,620
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
計	105	25,332

令和4年度常設展観覧者数

月	開館日数	観覧者数
4	26	5,347
5	27	9,108
6	26	5,381
7	27	5,879
8	27	9,947
9	27	7,408
10	26	8,982
11	26	9,753
12	22	3,407
1	25	3,787
2	24	3,455
3	21	5,034
年度計	304	77,488

7月まで計	106	25,715
-------	-----	--------

前年同期比

98.5%

特別展・新収蔵品展等 (R5年7月まで)

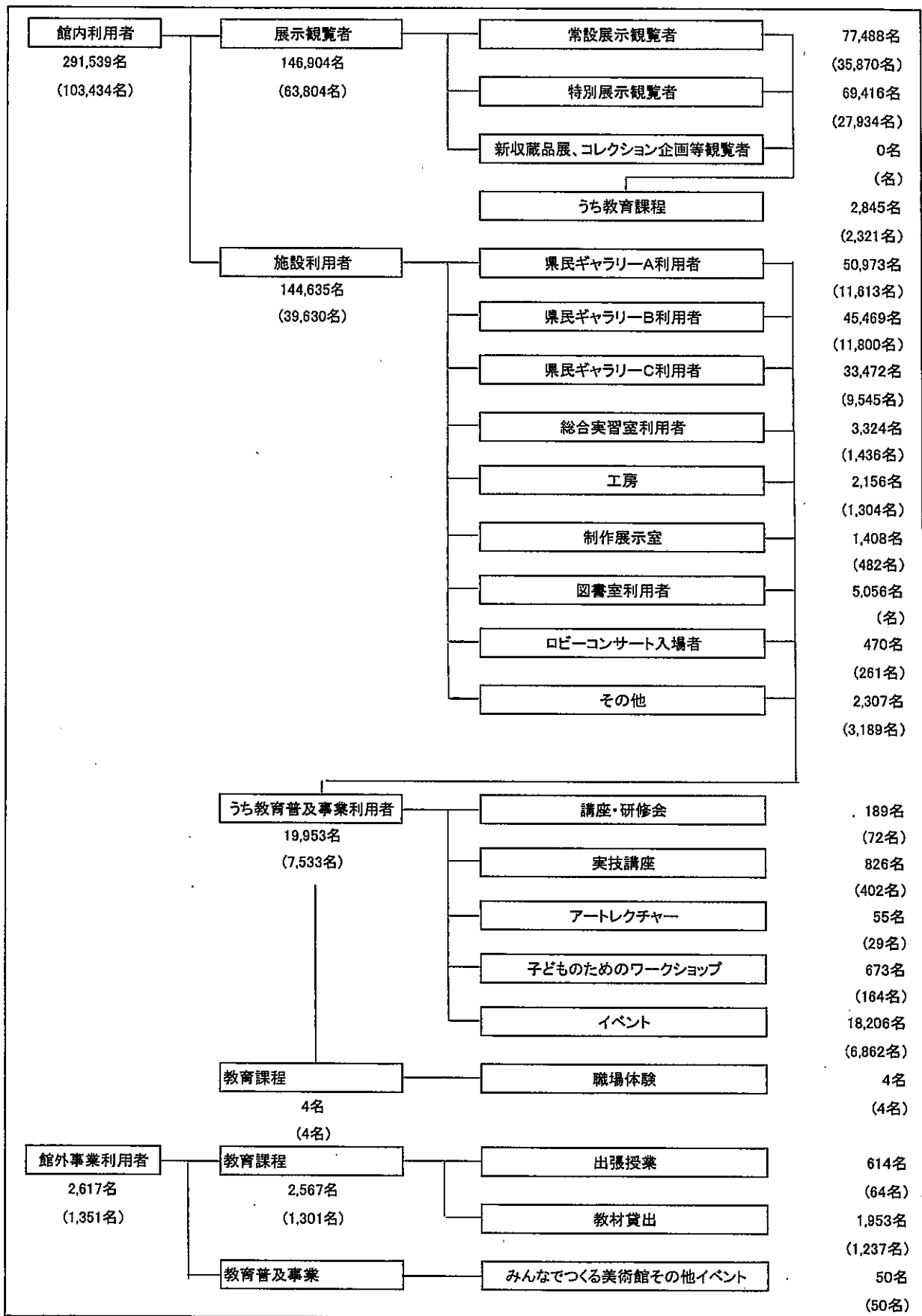
展覧会名	開催日数	観覧者数
山梨県立美術館コレクションREMIX展	45	8,246
ミレーと4人の現在作家たち展	26	7,344
テルマエ展		
アーツ・アンド・クラフツとデザイン展		
	71	15,590

特別展・新収蔵品展等 (R4年度)

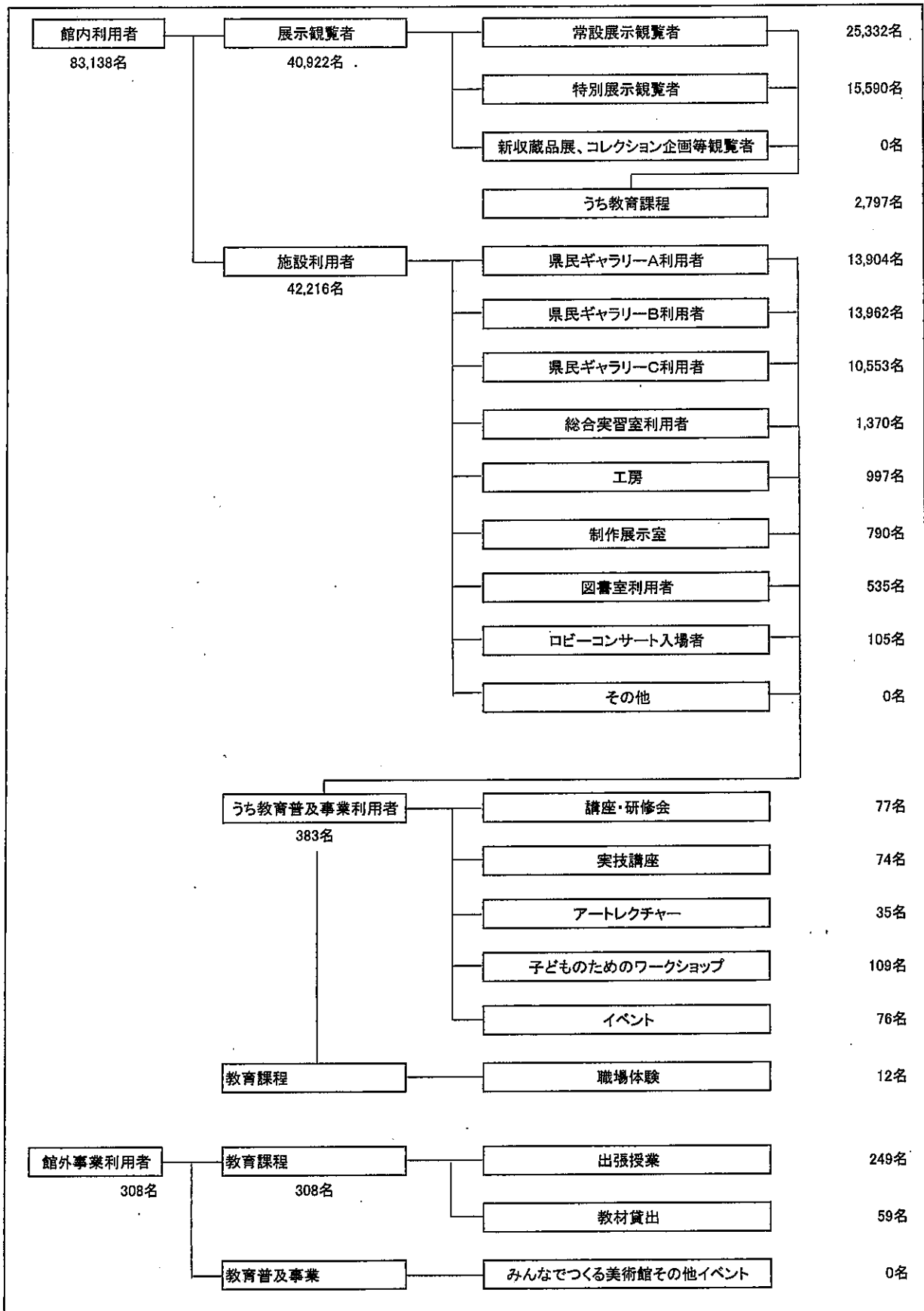
展覧会名	開催日数	観覧者数
フランソワ・ポンポン展	51	21,199
絵本原画の世界2022展	39	20,260
縄文展	51	19,347
米倉壽仁展	50	8,610
	191	69,416

美術館における「利用者」の状況

令和4年度実績 ※（ ）は令和4年7月末時点



○美術館の利用者とは、美術館の施設、提供するサービスを利用した者及び美術館の事業・活動に参加したすべての対象者をいう。



山梨県立美術館協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則に定めるもののほか、山梨県立美術館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所管事項）

第2条 協議会は、山梨県立美術館（以下「美術館」という。）の運営に関する答申又は意見を具申するため、次の事項について、調査及び審議する。

- 一 美術館の運営について
- 二 美術館の事業について
- 三 地域文化の推進について
- 四 その他必要な事項

（会議）

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 2 館長は、必要に応じて会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。

（委員以外の者の出席）

第4条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ又は説明させることができる。

（答申等）

第5条 会長は、協議会において審議が終了したときは、議決を経て、その結果を館長に答申又は具申しなければならない。なお、この場合、少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、美術館において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

山梨県立美術館協議会の会議結果等の作成に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、審議会の会議の公開等に関する指針に定めるもののほか、山梨県立美術館協議会（以下「協議会」という。）の会議結果及び会議録の作成並びに会議資料等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議結果）

第2条 協議会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議結果を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 議題
- (5) 会議の結果
- (6) 会議の公開又は非公開の別及び非公開の場合にあってはその理由
- (7) 会議資料又は会議録の公表の可否等
- (8) 問い合わせ先

2 会議結果は、委員長の確認により確定するものとする。

（会議録の作成）

第3条 協議会は、会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した要点筆記による会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議次第
- (5) 議題
- (6) 会議の公開又は非公開の別及び非公開の場合にあってはその理由
- (7) 議事の概要
- (8) その他必要な事項

2 会議録は、委員に校閲の機会を与えた後、委員長の確認により確定するものとする。

（会議資料等の公表）

第4条 協議会の会議結果、会議録及び会議資料等は、公表するものとする。ただし、協議会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（細則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。

山梨県立美術館協議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県立美術館協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の決定等）

第2条 傍聴定員は5人とする。

2 協議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券を交付するものとする。

（取材活動に対する配慮）

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

（傍聴席に入場することができない者）

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

① 傍聴券を所持しない者

② 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴者等の守るべき事項）

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

（秩序の維持）

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

（傍聴の心得）

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

（実施細目）

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年8月18日から施行する。

(案)

傍聴の心得

令和5年8月18日制定
山梨県立美術館協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）は、会議の開会予定時刻までに、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

整理番号：

傍 聴 券 （一般用）

会議の名称 ： 山梨県立美術館協議会

会議の日時 ： 令和 年 月 日 13:30

開催場所 ：

山梨県立美術館協議会事務局
(山梨県立美術館)

整理番号：

傍 聴 券 （一般用）

会議の名称 ： 山梨県立美術館協議会

会議の日時 ： 令和 年 月 日 13:30

開催場所 ：

山梨県立美術館協議会事務局
(山梨県立美術館)

傍聴の心得

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方(報道機関の関係者(以下「報道関係者」という。)を除く。以下同じ。)は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

傍聴の心得

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方(報道機関の関係者(以下「報道関係者」という。)を除く。以下同じ。)は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者(以下「傍聴者等」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

美術館活動目標

山梨県総合計画において、県立美術館などの文化施設では、特色を十分に生かした企画展などの開催や教育普及事業の実施、展観環境及び資料保全環境の充実を図るなど、幼少期から本物の芸術・文化に触れる機会を提供することとしており、その実現のため、次のとおり活動目標を掲げる。

【展示／見る】

幅広いジャンルでの質の高い「特別展」とともに、西洋美術、山梨ゆかりの美術、日本の近現代美術などの「コレクション（常設）展」の一層の充実を図る。

【教育普及／学ぶ】

生涯学習の進展や教育課程における総合学習の充実化にともない、より多様な学習機会の提供を行う。

【付加価値・魅力／憩う】

本来の美術館機能に加え、さまざまな付加価値を充実させ、より魅力ある「憩いの場」の創造と提供を行い、文化観光の拠点をめざす。

令和4年度の活動状況

【展示/見る】

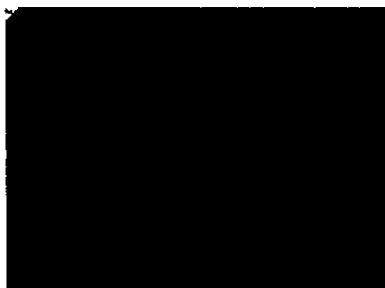
【コレクション展】

春季「衣服に注目！コレクションにみる『衣』とその周辺」他



鈴木美江《立つ》
1958年 紙本着色

夏季「没後60年—光の水墨画家—
近藤浩一路の世界」他



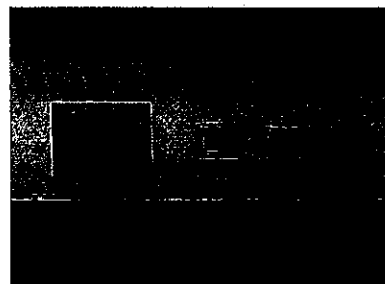
会場風景

秋季「芸術家たちの旅」他



深沢幸雄《記録(赤)》
1964年 銅版画

冬季「風景画考2022」他



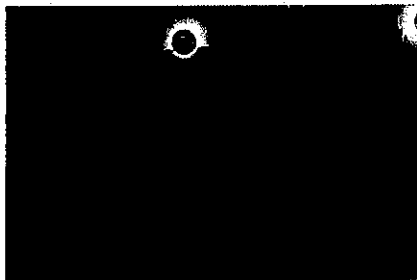
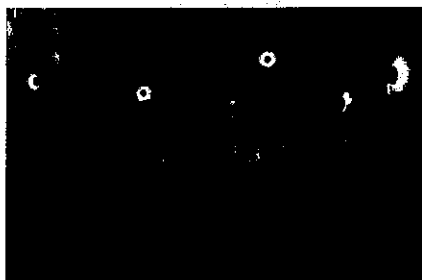
会場風景

【特別展】

※別紙「R4(2022)年度 特別展概要」参照

【キュレーターズアイ】

「古屋真美展」4月19日(火)～7月3日(日)



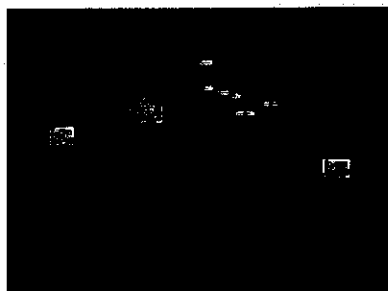
【付加価値・魅力/憩う】

[文化庁支援事業]

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
文化資源デジタル化・コンテンツ開発事業

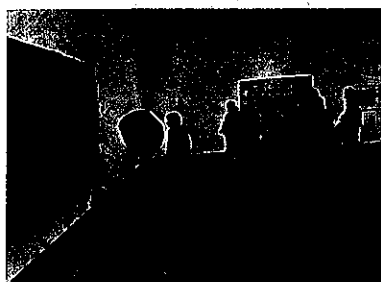


ミレー作品紹介
4Kプロジェクター



バルビゾン派紹介
タブレット

作品鑑賞プログラム魅力増進事業

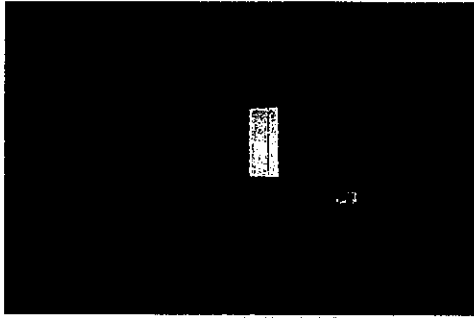


対話型鑑賞の研修
作品を前にしての実践



認知症ケア美術鑑賞
ワークショップ

アーティストとの連携強化による魅力的なプロジェクト開発事業



アートプロジェクト2022
「諏訪綾子展 Talisman in the woods」
芸術の森公園内茶室「葉心菴」での展示



アートプロジェクト2022
「諏訪綾子展 Talisman in the woods」関連イベント
パフォーマンス「タリスマンを森へ還すリチュアル」(於道志村)

美術館を中核とした文化・自然・食→well-being体感イベント事業

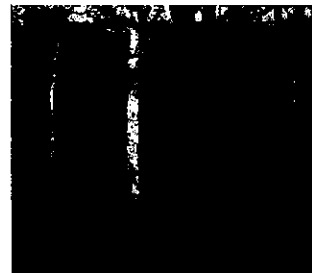
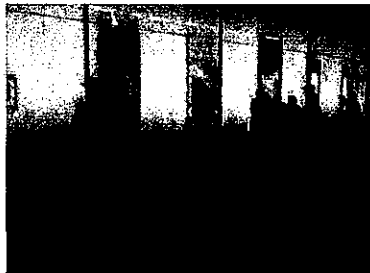


水源の森からマルシェ 会場風景

令和5年度の活動状況、および予定

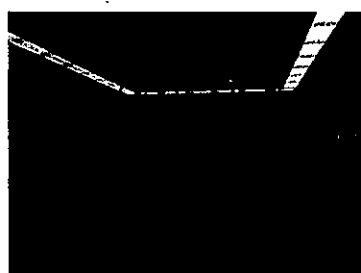
【コレクション展】

春季「共に、在る。ー自然の営み・人の暮らしー」
「新収蔵品・修復作品」他



夏季「西洋版画コレクション(15~16世紀)」

「おかげさまで45周年 みなさまのご支援の賜です~寄託作品を一堂に!」他

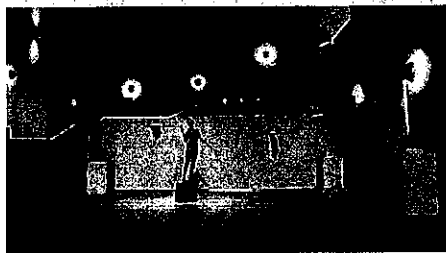


【特別展】

※別紙「R5(2023)年度 特別展概要」参照

【キュレーターズアイ】

「岡本直浩展」4月25日(火)～6月25日(日)



[文化庁支援事業]

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

文化資源デジタル化・コンテンツ開発事業

作品鑑賞プログラム魅力増進事業

【教育普及/学ぶ】

～学校教育との連携～

スクールプログラム

- ・県内外の学校、教育・福祉施設の団体来館者に対して、要望、対象に合わせて「オリエンテーション」「対話的な鑑賞」「創作体験」などを行ってきた。
- ・遠足や校外学習での児童生徒の来館が増えつつある。
- ・中での制作が出来ない場合は、彫刻探検や彫刻を絵に描く等を実施。



～学校教育との連携～ スクールプログラム

- ・WEB会議システムで学校と美術館をつなぐ方法も学校との連携の一つの選択肢となった。今後、学校のインターネット環境が整えばニーズが高まり、美術館から離れた地域の児童生徒と美術館の展示室をつないで体験的な学習ができようになると思われる。
- ・コロナの扱いが変わったことで、以前のような対面での対応も多くなっている。人数を制限しながらの(20名程度)対話型鑑賞や、創作活動も再開している。
- ・山梨県立美術館から一番近い新田小学校とは、年間を通じて全学年の美術館訪問を計画している。6年生については2月頃、当館でのギャラリートークを予定しており、6月から準備を進めている。



R4.2月新田小ギャラリートーク



R5.6月新田小4年創作活動

～学校教育との連携～

職場体験

- ・キャリア教育の一環として、様々な事業所で職業について体験的に学ぶ。
- ・昨年度は、人数と日数の制限をして、6名、1日のみで受け入れた。
今年度は7月5日・6日に4名、7月28日・29日に8名、8月1日・2日に6名を受け入れる。

「教師のための鑑賞研究会」

- ・学校の教職員のために、特別展ごとに「鑑賞研究会」を実施。
- ・学校教育と美術館教育との連携。
- ・昨年度は、Webで実施。今年度は対面での内容も組み合わせる。

教員研修

- ・山梨県総合教員センターとの共同開催により、学校の先生方の研修も実施。
- ・幼児教育研修、初任者研修の講義を行った。

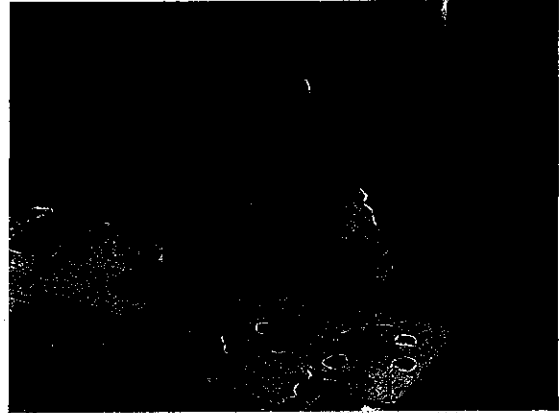
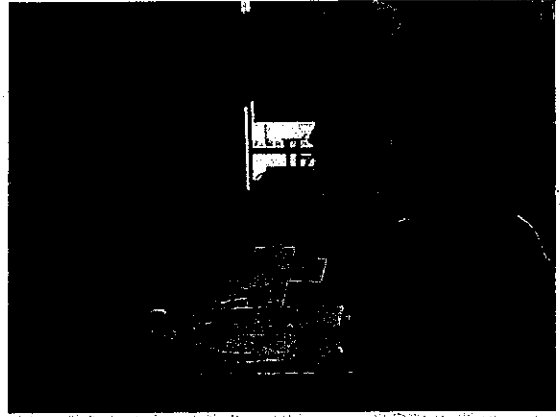


R5.7.5 職場体験学習

～キッズ・プログラム～

造形広場／創作教室

- ・元・山梨学院短期大学保育科教授
伊藤美輝先生により、毎月1回実施。
- ・幼児からどなたでも参加できるプログラム。
- ・4年度より人数制限を緩和して
(1回8組→12組まで)実施。
- ・「創作教室」は、年に数回、季節のイベントなどに合わせて実施しており、今年度も実施する予定。

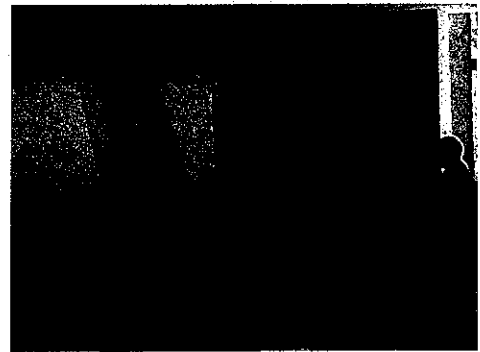


特別展関連ワークショップ

特別展を、より楽しく学ぶためのプログラムとして、どなたでも参加できる内容で実施。

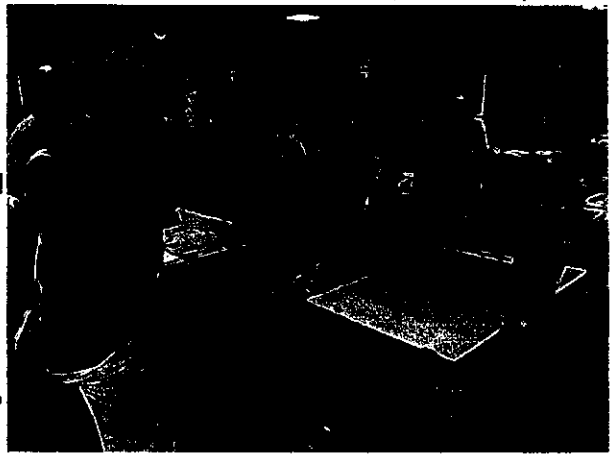
今年度はREMIX展 出品作家・秋山泉氏による「身近なうつわを描く」を実施(5/20)。

今後は「テルマエ展」「アーツ・アンド・クラフツとデザイン展」関連のワークショップを実施予定。



美術体験講座・実技講座

- ・銅版画、木版画、フレスコ画、油彩画
日本画 さらに
わかば講座（旧『障害者のための講座』）
を計画・実施。
- ・「オープンアトリエ」として、絵画や
版画を制作する場所も提供している。



わかば講座（旧障がい者のためのワークショップ）

わかば講座は、障がいのある方を対象に行うワークショップ。当館の教育普及の大きな柱として、あらゆる方々が、美術に親しんでもらえるような活動を行っている。

美術体験・実技講座予定（7月現在）

講座名	講師	講師指導日
はじめての銅版画	作家：齊藤武士氏	5月7日（日）
銅版画	作家：齊藤武士氏	5月28日（日）、6月4日（日）、11日（日）
フレスコ画	作家：富永孝雄氏	9月16日（土）、17日（日）、18日（月）
わかば講座	作家：上野玄起氏	10月19日（木）アップサイクルアート （アクリル板をすてきに生まれかわらせる）
油彩画	作家：上原曉隆氏	11月12日（日）、19日（日）、26日（日）
日本画	作家：目黒祥元氏	12月3日（日）、9日（土）、10日（日） 17日（日）
はじめての木版画	作家：河内成幸氏	12月25日（日） 凹版
木版画	作家：河内成幸氏	3月3日（日）、16日（土）、17日（日）
オープンアトリエ		①銅版画 5月30日（火）～6月25日（日） ②絵画 2月6日（火）～18日（日） ③木版画 3月19日（火）～30日（土）

みんなで作る美術館

大人も子どもも、障がいのある人もない人も、アーティストも一般の人も誰もが自由に参加して、楽しみながらつくり上げる事業。

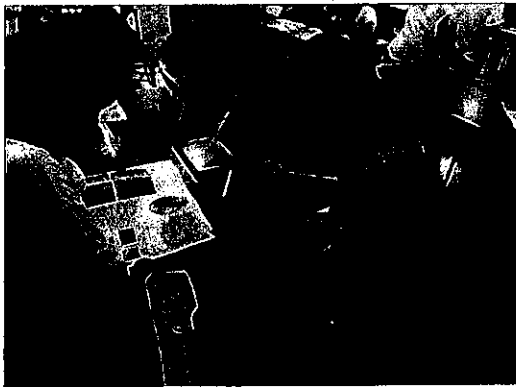
どなたでも参加できるワークショップや参加者制作の作品の展覧会をおこなっている。

今年で22回目となる。

今年度のテーマは「やまなしをつくろう!!」

山梨の山、川、木、葉っぱ、風、動物など……。

山梨の自然を、さまざまな角度から表現し、私たちの山梨をみんなで作くり上げる。



7月16日に行われた「やまなしの葉」ワークショップの様子。iPadを使い、山梨の地図を葉脈に見立てて自分なりの葉っぱを作成した。

「アートでトーク」 絵を見ながらお話しする会

- ・案内役と一緒に展示作品を見て、対話をするプログラム。
- ・作品を見て感じたことを言葉にすることで自分の考えを整理したり、自分とはちがう見方に触れたりし、新しい作品鑑賞の世界を広げることが出来る。
- ・案内役は当館職員、対話型鑑賞推進部のボランティアが務める。
- ・月に3回行っている。



シルバーのための鑑賞プログラム

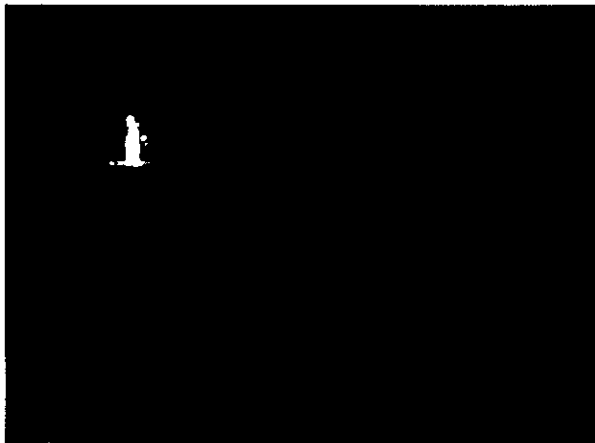
(認知症ケア鑑賞ワークショップ)

- ・当館の展示室で本物の絵を見ながらお話しをするプログラム。
- ・アートコンダクター（認知症のある方との鑑賞について特別な研修を受けた専門家）による、対話的な鑑賞。
- ・認知症の方も参加できるが、より広い層のお客様に参加していただけるよう、シルバーのための鑑賞プログラムと名称を変えた。
- ・絵をじっくり見ることで、描かれているものに気がついたり、自分の身の回りのものや、これまでの人生などと結びつけたりして会話が弾み、その体験は認知症の予防につながるそう。

・次の開催は9月を予定。



「ミュージアム・シアター」



・月に1度、芸術や開催中の展覧会に関する映画を講堂にて上映。

・映像という媒体をとおして芸術の魅力伝える、あるいは特別展をより多角的に楽しむ、また映画という芸術形態自体を楽しむことが目的。

・感染拡大防止対策もあり定員50名としていたが、本年度7月より先着70名としている。

7月29日(土) 「私は、マリア・カラス」

8月26日(土) 「キューブリックに魅せられた男」

9月30日(土) 「プラド美術館 驚異のコレクション」

県立美術館収蔵品盗難事案に関する報告書
令和5年1月31日

県立美術館収蔵品盗難事案に関する第三者委員会

(概要版)

目次

1. 事案の概要	p 1
2. 収蔵品の管理	p 1
(1) 収蔵庫の管理	
(2) 収蔵庫の入室管理	
(3) 収蔵品の管理方法	
3. 本事案発生の原因	p 2
4. 関係する課題・問題点	p 2
5. 事案発生後の対応	p 3
6. 再発防止に向けた提言	p 3
(1) 収蔵庫内作業の立会・監視に関すること	
(2) 収蔵庫入室管理に関すること	
(3) 収蔵品の管理に関すること	
(4) 指定管理者の指導監督に関すること	
(5) 美術館の運営全般に関すること	

※セキュリティ上の支障があるため管理の詳細は、非公表。

1. 事案の概要

令和4年8月8日(月)、指定管理者再委託先の事業者の(元)従業員が、収蔵庫の消防設備点検時に、立会者(指定管理者)の監視・監督の隙を見て収蔵庫内の収蔵品を窃取した。

窃取された収蔵品：

宅間正一作「平香炉(かれい)」工芸品

作品のサイズ 縦6.3cm×横12.3cm×高さ1.5cm

木箱のサイズ 縦9.5cm×横15.3cm×高さ6.5cm

昭和59年寄贈 評価額60万円

2. 収蔵品の管理

(1) 収蔵庫の管理

館内には収蔵品を保管・収蔵するための収蔵庫5室及び一時保管庫兼検証室収蔵庫があり、入退室に必要なセキュリティ管理は指定管理者が行っている。

- ・ 収蔵品：展示及び貸し出し、写真撮影、修復以外には収蔵庫外への持ち出しはない。
- ・ 収蔵庫内で行う下表5つの業務は、基本協定書(仕様書)で作業立ち会いの必要性及び立会者を下記のとおり個別に規定。

業務内容	回数	委託会社	立会者	学芸課立会規定有無	仕様書	記載事項
①消防設備点検	2回/年	A社	甲府ビルサ-ビス	無	仕様書5-9	
②燻蒸	1回/年	B社	学芸課	無	仕様書5-2	
③虫菌害調査	4回/年	C社	学芸課	有	仕様書5-3	県担当職員の指示に従う
④自動制御設備点検	1回/年	D社	学芸課	無	仕様書5-1	
⑤収蔵庫清掃	3回/年	—	学芸課/甲府ビルサ-ビス	有	仕様書7-1	必ず学芸員の立会、指示で作業
※委託業者監督業務					仕様書11-1	指定管理者による立会、完了確認

【別添仕様書5-9】(抜粋)

4.その他

- ① 点検の実施にあたり、実施の方法、日程等については、山梨県担当職員と充分打ち合わせの上、業務に支障のないよう実施し、実施の際の立会い及び完了の確認をうけること。
- ② その他詳細(窒素ガス・ハロンガス放出試験等)については、山梨県担当職員の指示に従うこと。

(2) 収蔵庫の入室管理

美術館全体は24時間警備、収蔵庫は、鍵、防犯センサー、防犯カメラなどにより重層的な防犯対策が講じられている。

(3) 収蔵品の管理方法

学芸課が収蔵品管理システムで、収蔵品の収蔵・貸し出し・返却のほか、作品毎の収蔵場所を管理している。

3. 本事業発生の原因

- 立会者が一人であり、複数人の点検作業者の行動を監視・監督できなかった。
- 立会業務において防犯意識が不足しており、構造上の死角など目視できない範囲での再委託業者の単独行動を監視・監督できなかった。
- 消防設備点検の作業者が検査機器を入れるバッグを収蔵庫内に持ち込んでいた。
- 収蔵庫入退室、退館時に手荷物検査を行わなかった。

4. 関係する課題・問題点

- 収蔵庫の立会・監視や入退室のマニュアルがなかった。
- 事案発生時、消防設備点検は指定管理者が立ち会うこととされており、収蔵品の管理を行うべき学芸員の立ち会いは必要とされていなかった。
- 監視カメラでカバーできていない箇所があった。
- 美術館は、収蔵庫の入退出に関し、防犯センサーの解除記録のみを実施し、鍵の使用記録がなく、管理・使用の明確な基準がなかった。
- 美術館で管理する収蔵庫の鍵の明確な利用基準や管理マニュアルがなかった。
- 第三者を介することなく収蔵庫に入室できる者がいた。
- 美術館は財務規則に基づいて毎年1年間に購入等した作品の確認を行っているが、収蔵品全点の点検（現物確認）を定期的に行っていなかった。
- 指定管理者の管理運営状況のモニタリングを定期的実施していなかった。

5. 事案発生後の対応

本事案発生の原因を踏まえ、県が実施した当面の対応は次のとおり。

○ 指定管理者

- ・ 事業者入退館時における所持品検査の実施
- ・ 保守点検に必要なない鞆等の持ち込みの禁止及びその確認
- ・ 収蔵庫点検時の立会者数の増員
- ・ 再委託事業者の適切な指導・監督・評価等の実施

○ 美術館

- ・ 美術館で管理する収蔵庫の鍵の保管方法の変更及び使用簿による管理

6. 再発防止に向けた提言

今回の盗難事案は、収蔵庫内の再委託業務作業中における作業員に対する立会者の人数不足、作業員の荷物管理の不備など、防犯意識の不足が大きな要因である。本委員会での検証の結果、県立美術館のセキュリティ全般については、他館と比較しても美術館に必要とされる水準にあるといえるものの、更にセキュリティレベルを高め、県民の財産である収蔵品の保全に資するため、3の原因及び4に挙げた課題・問題点に対応できるよう、ここに再発防止策を提言する。

(1) 収蔵庫内作業の立会・監視に関すること

- ・ 原則として、立会人と作業者を同数1対1で配置するべき（確保できる立会人の人数に応じた作業員数）。
- ・ 立会人の監視レベルを適正な水準とするため、立会・監視に関するマニュアルを作成すべき。
- ・ 作業内容の監督、作品の安全確保、防犯の観点から、収蔵庫内作業の立会は施設管理者、学芸員双方が立ち会うべき。
- ・ 監視カメラの増設について検討すべき。
- ・ 持ち込み可能とする荷物は、作業・点検・監視業務に必要不可欠なもののみとするべき。
- ・ 携帯電話、スマートフォンその他の電子機器等、美術館のセキュリティ上支障がある物又は館内データ等の流出に用いられる恐れがある物は持ち込ませないようにすべき。

(2) 収蔵庫入室管理に関すること

- ・入退室のルールや収蔵庫の鍵の管理・使用のルールをマニュアル化し、ルールが徹底されるよう運用すべき。
- ・収蔵庫の鍵の管理を特定の部署のみで完結する管理方法では、ヒューマンエラーが発生する懸念がある。特定の部署だけで鍵の持出手続きが完結しないよう、手続きを変更すべき。
- ・セキュリティレベルの水準を高めるために、収蔵庫入室管理に係るセキュリティシステムの改善を検討すべき。

(3) 収蔵品の管理に関すること

- ・総合的な定期点検（現物確認、保存状態確認、地震等災害への対応確認）について、適正な規模と期間を設定して計画的に行うべき。
- ・セキュリティレベルの水準を高めるために、収蔵庫入室管理に係るセキュリティシステムの改善を検討すべき。（再掲）

(4) 指定管理者の指導監督に関すること

- ・指定管理業務が基本協定に沿って適切に行われているか、チェックシートなどを用いた定期的確認を、文化振興・文化財課、美術館双方が行うべき。
- ・マニュアル等において、文化振興・文化財課と美術館の役割分担を明確にし、緊密に連携を図ることにより、指定管理者への指導監督を強化すべき。

(5) 美術館の運営全般に関すること

- ・学芸員を中心とした美術館スタッフ等の組織体制は、今回調査対象とした国内他館と比較し、館の運営（事業の運営や収蔵品管理等）に必要な規模に見合っていないと考えられることから、組織の強化や設備の導入についても必要に応じ検討されたい。
- ・近年の文化観光推進に関する事業の増加などにより、作品等を収集し、守り伝え展示するという美術館の基盤業務が圧迫されていないか確認し、例えば、収蔵品の保存・管理を専門とする人材の確保なども検討されたい。

県立美術館収蔵品の所在不明及び 収蔵品管理体制の抜本的見直しについて

令和5年3月2日（木）

山梨県文化振興・文化財課
観光文化政策課

昨年8月、県立美術館が収蔵する美術品1点が窃取されたことを受け、美術館収蔵品の全てについて収蔵品データベースと突合しながら確認を進めたところ、2点の所在が不明であることが判明したので発表します。さらに、データベース未登録の収蔵品や登録内容に不備のあることが判明しました。

盗難被害に遭うばかりでなく、県民の財産である県立美術館の収蔵品の管理が不適切であったことは、本県の文化・芸術行政への信頼を損ねるものであり、関係者一同深く反省しています。

県では、こうした事態を厳粛に受け止め、美術館収蔵品の管理について抜本的な改革を進めて参ります。

なお、先般の盗難事案について、昨年11月に第三者委員会を設置し、3回の議論を経て、1月31日に「県立美術館収蔵品盗難事案に関する報告書」がまとまりました。県では、この第三者委員会からの提言を踏まえ、盗難対策のみならず、より信頼性の高い収蔵品管理方法を確立し、速やかに対策を講じます。

1. 全数調査の概要

(1) 調査期間：R4年10月27日～R5年2月19日

(2) 調査方法：全収蔵品11,569点について、収蔵品データベースと突合しながら、保存箱から出すなど一点一点現物を確認した。

2. 調査結果

収蔵品データベースとの突合結果は、次のとおり。

- (1) データベース未登録の収蔵品 444点（全体の約4%）
- (2) データベース登録内容に不備がある収蔵品 7,635点（全体の約66%）
- (3) 所在が不明な収蔵品 2点

①山下新太郎 〈母親の心づかい〉（ミレー作品の模写）油彩・麻布
制作年 明治38年(1905)頃 30.3×21.4cm（額装 48×40×7cm）
昭和59年(1984)購入 金額160万円

②ジャン=バティスト=カミーユ・コロウ 〈イタリアの思い出〉銅版画
銅版画集『腐食銅版画協会 近代の腐食銅版画』全5巻、329点のうちの1枚
制作年 1862-67年 29.4×22.0cm（額装 62×47×3cm）
平成2年(1990)購入 金額5～8万円（当時の市場価格）

3. これまでの収蔵品確認の状況

- (1) H10年2月、館内耐震工事に伴い、仮の収蔵場所へ収蔵品を移動するに当たり全数調査を実施し、全ての所在を確認したが、それ以降、全数調査は実施していない。
- (2) 毎年7月末現在で行う財務規則に基づく備品確認は、新規収蔵品の数を確認する運用に留まっていた。
- (3) R4年10月18日～26日にかけて、収蔵品盗難の有無を確認するため、隠して持ち出すことが想定される小さなサイズの収蔵品を中心とした緊急点検を実施。その後、改めて全ての収蔵品について確認作業を行った。

4. 所在不明に至った原因

- (1) H10年2月以降、全数調査を行っていないため、原因の特定に至っていない。
- (2) 収蔵品について網羅的に台帳管理をしておらず、また、全数の現物調査を定期的に実施してこなかったため、所在不明が生じた場合に随時把握できる体制となっていなかった。

5. 今後の対応

- (1) 収蔵品の管理について、より信頼性の高い管理方法の確立に向け、抜本的に見直すこととする。
 - 収蔵品管理に知見のある有識者による会議を年度内に設置し、限られた人員でも効果的かつ確実に収蔵品が管理できるシステムの導入を検討
 - 収蔵品の全数調査について、毎年1回実施
- (2) 併せて盗難対策の徹底を図ることとし、県立美術館収蔵品盗難事案に関する第三者委員会からの提言を踏まえ、速やかに対策を講じる。(別紙のとおり)
 - 監視カメラの増設の検討
 - 収蔵庫入退室のルールをマニュアル化し、職員及び指定管理者に徹底(実施済み)

等

県立美術館収蔵品盗難事案に関する第三者委員会報告書を踏まえた
再発防止のための取り組みについて

令和5年3月2日

山梨県観光文化部 文化振興・文化財課 美術館

- 収蔵庫内作業の立会・監視方法等の改善
 - 原則として作業者と同数の立会を学芸員や総務部門の関与のもと実施
 - 定期の防犯設備機器の機能維持確認
 - 収蔵庫入室前・後の荷物確認
 - 「県立美術館収蔵庫内作業立会マニュアル」、「県立美術館収蔵庫入退室マニュアル」を作成し、改善策を着実に行う。
- 収蔵庫入室管理方法の改善
 - 「県立美術館収蔵庫入退室マニュアル」作成（再掲）
 - 複数部署が関与するように鍵の管理、使用方法を改善
- 収蔵品管理
 - 作品を着実に収蔵場所・箇所管理できるよう、作品を所定の場所に戻したことを複数名で確認
 - 全数調査を定期的実施
- 指定管理者の指導監督
 - 指定管理業務の指導に関する内規を作成し、文化振興・文化財課、美術館がそれぞれの役割に応じた指導監督を確実に実施する。
- 今後の検討
 - 監視カメラの増設を検討
 - 収蔵庫入室の記録ができるシステムの導入等検討

知事記者会見（令和5年3月9日（木））

県立美術館等の収蔵品の確認について

【記者】

先日、県立美術館で所蔵品が2点、所在不明になっていると。

盗難事件をきっかけに全部の収蔵品をチェックしたところ、それが明らかになったということなのですが、県の他の例えば、考古博物館ですとか、博物館とか、いわゆる文化財とか美術品を管理しているようなところに対して、美術館の例を踏まえた上で、改めて所蔵品のチェックとかそういったことを求めることがあるかどうかをお伺いできればと思います。

【知事】

もともとその前の考古博物館で盗難事件があったわけですので、考古博物館にしろ、県立美術館にしろ、お預かりしている財産、これは県民の皆さまの財産ですけども、その管理の責めに対する認識が甘過ぎたんじゃないだろうか。ここはしっかり関係者一同、反省をしなければならぬと思っております。

その上で、他方で収蔵品の数というものはある意味膨大なわけですし、こういうものを全数管理だと言っても、ものすごいエネルギーや日数もかかり、それがゆえに、これは言い訳にはならないのですけれども、起こった原因としてあり得るのは、膨大な労力がかかることは一つ大きな原因だったと思うのですが、こういうものに対しては、最新のICタグとか、物流倉庫なんかでもテクノロジーが進んでおりますので、こういう最新の知見をしっかりと活用させていただいて、技術の力も使ってしっかりと収蔵品の管理ができるように早急に工夫をしていかなければならぬと考えています。

こういうことが起こると信頼そのものを傷つけられている今大変危機的な状況だと思っておりますので、ここに対して信頼を回復するためのあらゆる知恵と措置を講じて、以後こういうことが二度と起こりませんと胸を張っていえるような状況を1日も早く作って参りたいと思います。

山梨県立美術館収蔵品管理の効率化検討会議

情報通信技術を活用した効率的かつ確実な収蔵品管理方法を検討するため、専門家から意見聴取を行うため設置

第1回 令和5年3月23日（金）

第2回 令和5年4月27日（木）

令和4年度

美術館協議会

山梨県立美術館・文学館・芸術の森公園指定管理業務

SPS・桔梗屋・KBS共同事業

◆目次

- ▶ 1. 指定管理第3期の運営方針
- ▶ 2. 新たな魅力の発掘と発信
 - ①観光資源としての広報展開
 - ②観光資源としての魅力アピール
 - ③SNSを活用した情報拡散
 - ④地域連携
- ▶ 3. レストランの取り組み
- ▶ 4. 安心・安全な施設の維持管理

1. 指定管理第3期の運営方針

指定管理第3期（4年間）の運営方針

- 施設の新たな魅力の発掘と発信
観光資源としての魅力をアピール
県民の文化芸術活動と交流の場としての利用促進
- 地域連携を通じ文化芸術を拡げる
地元企業や団体等との強固な関係構築
賑わいの創出による地域の活性化
- 安心・安全な施設管理の強化
施設維持管理会社が共同事業体へ参画
効果的・効率的で安定した施設管理

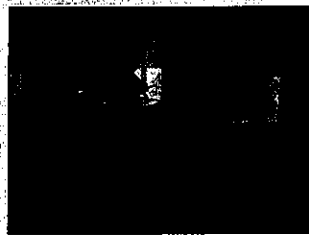
2. 新たな魅力の発掘と発信 —①観光資源としての広報展開

● 県内ホテル関係者向け招待ツアーの実施

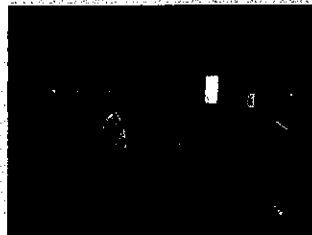
来館者アンケートの分析より、「宿泊したホテルで紹介を受けて」が来館きっかけとなるお客様が一定数おり、ホテルコンシェルジュに当館の魅力を知ってもらい、宿泊者にお勧めいただくことを目的に実施。参加者からは「ぜひお客様にもアピールしたい」との嬉しいお声もいただいた。参加が難しいという施設ごとの事情を知ることでもできたため、ホテルスタッフが参加しやすい形態を再検討し、次回開催に生かしていく。

● オンラインプレスリリースの活用

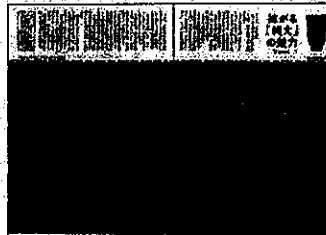
約1,000媒体・記者にリリースをメール配信した。その中で、「週刊文春」にパブリシティとして掲載された。また、県知事×館長による記者会見でも、当館の取り組みを広く知っていただく機会を捉え、オンラインリリースを活用。県内外からアート関係者を集めた。今年度もART PRの活用により、掲載を多数獲得。継続するとともに、新サービスの利用も検討していく。



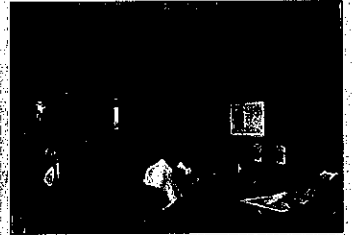
レストランの様子



本開催の様子



週刊文春 10月6日号
(9/29発売)


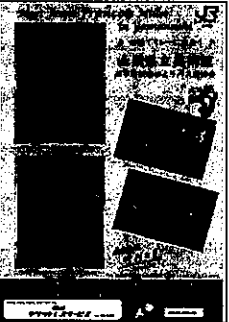
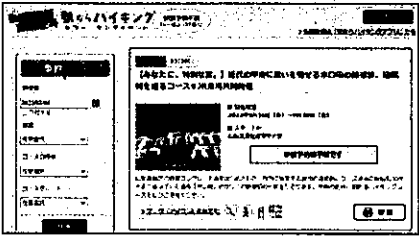




記者会見の様子

2. 新たな魅力の発掘と発信 —①観光資源としての広報展開

●観光事業協力

JR東日本・JR東海と甲府市の観光事業に協力。連携を深めることで、両館の露出を増やし、集客につとめた。特にJR東日本と県の観光キャンペーンは、県の担当者に打診したことで実現。ポットにいただき、首都圏の駅貼りポスターでも紹介いただいた。

【JR東日本】		【JR東海】	【甲府市】	
				
スタンプラリー告知チラシ	JR原宿駅掲出ポスター	駅からハイキング&ウォーキングイベントホームページ	ハローキティスタンプラリー	観光タクシーポスター

2. 新たな魅力の発掘と発信 —②観光資源としての魅力アピール

●「ミュゼ・マルシェ」の開催

「山梨の文化の発信地である山梨県立美術館&文学館で、山梨のクリエイター文化を発信するイベントを。」をコンセプトに12月3日・4日でミュゼ・マルシェを開催した。県内の飲食店や雑貨店、体験型ワークショップなど130店舗に出展いただき、芸術の森公園が華やいだ雰囲気にもまれた。2日間で8,000人を超える来場者で賑わった。

【参加人数】12/3：3,900人、12/4：4,200人合計 8,100人

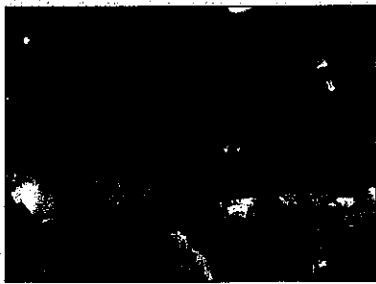


2. 新たな魅力の発掘と発信 —②観光資源としての魅力アピール

●山梨県郷土伝統工芸品 甲州武鯉のぼり展示 (4/26~6/5)

●くがわしんとく幼稚園連携・壁紙アート鯉のぼり展示 (4/23~5/8)

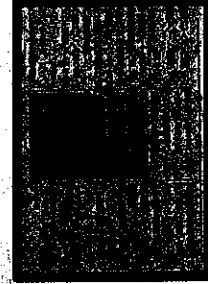
こどもの日に関連した展示を企画。南アルプス市で江戸末期から続く「井上染物店」に協力いただき、「甲州武者のぼり・鯉のぼり」をエントランスホールの壁面・天井に設置した。来館者からは、天井や壁面を見上げて季節の風物詩を楽しんでいる様子が窺えた。初の試みとして、くがわしんとく幼稚園と連携して園児が作った壁紙アートの鯉のぼりの展示を行った。同幼稚園の園児43名が文学館を訪れ、自分たちが作った作品が展示されている様子を見たり、エントランスの巨大鯉のぼりを見上げたりして歓声を上げていた。地域連携にもなり、将来の文学館ファンづくりの第1歩にもなった。



鯉のぼり (赤 : 4.5m 青 : 9m)



くがわしんとく幼稚園園児見学風景



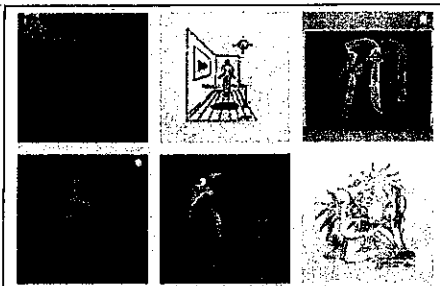
5/3付山梨日日新聞掲載

2. 新たな魅力の発掘と発信 —③SNSを活用した情報拡散

●SNSでの魅力発信

米倉展では、学芸課と連携して作品の魅力シリーズで発信。展覧会以外にも、バラ園の開花情報を積極的に紹介したり、アートプロジェクト関連マルシェの店舗紹介をおこなうなど、新たな客層獲得の観点で情報発信した。

「ぶらぶら美術・博物館」のムック本(4月末発行)では、SNSで魅力的な発信をしている美術館の紹介が上げられ、自然豊かな公園を生かした投稿が好評。

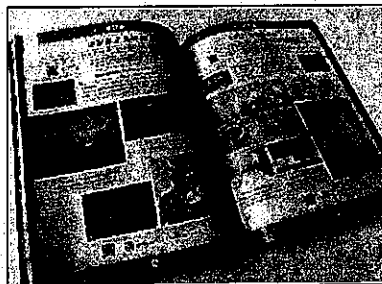


米倉展投稿実績

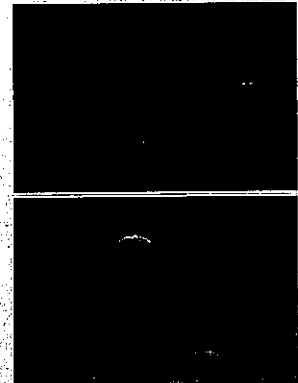
投稿数	24
リーチ	23,897
いいね	1,998

※レストラン等の投稿も含む
※リーチ = 投稿を見たユーザー数

Instagram投稿の一部



ぶらぶら美術・博物館 ムック本



紹介された投稿の一部

2. 新たな魅力の発掘と発信 —④地域連携

●市町村への営業

山梨県内の自治体との連携を強化し美術館・文学館の展覧会を各市町村発行の広報誌やSただけるよう10自治体15部署へ働きかけを行った。その結果、7市町村で広報誌への掲載を獲得。葉展では、一葉のゆかりのある甲州市や笛吹市への掲載があったことで峡東地域からのお客様が



我が国とつながることを一層もっと知りたいという一葉
 館一葉は、28年の長い歴史にたけくらべ、にぎりしほど
 近代文学館にもお礼を申し上げます。
 読者は皆日本の文化を愛する方々です。貴館のゆかりの地を
 訪ねにきた一葉の葉は、貴館のゆかりの地をめぐり、
 貴館の歴史をたどります。本館では、一葉のゆかりの地を
 文学の魅力を紹介します。

◆ 期 9月17日(土)～11月23日(木)
 ◆ 場 所 山梨県立文学館(山梨県山梨市4町302番地)
 ◆ 展 示 11時～15時
 ◆ 観覧料 一般600円(中学生以下半額)
 ◆ 山梨県立文学館 055・235・8080

甲州市広報誌

3. レストランの取り組み

● レストラン アート・アーカイブス：特別展の内容に合わせたメニューを用

「フランソワ・ポンポン展」

作家の故郷フランスに因んだコース料理とファミリー層を狙った可愛らしいクリームソーダ



コース料理

738食



シロクマクリームソーダ

997食

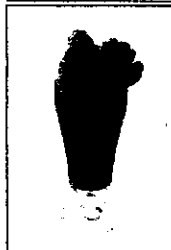
「縄文展」

県産食材を使用したコース料理と、土器型クッキーを乗せたフロート



コース料理

603食



JOMONフロート

829食

「芥川」

甘いものに関する龍之介にちな



特別メニュー

88食

4. 安心・安全な施設の維持管理

● 大雪による臨時休館

2月10日に甲府市では積雪20cmを観測。12時18分に大雪警報が発表されたことで、美術館では15時30分に臨時休館の措置を取った。指定管理者としては、観覧中のお客様への案内、臨時休館に伴う表示やHPでお知らせ、SNSの配信を行い、お客様が混乱しないよう努めた。

また、雪かきを行いお客様を迎えることができるように導線を確保するとともに、翌日の11日には駐車場に除雪車を入れ雪の除去を行った。公園には折れた枝が多くあったため撤去して通路の確保を行った。



令和5年度 上半期 美術館協議会

山梨県立美術館・文学館・芸術の森公園指定管理者
SPS・桔梗屋・KBS共同事業

◆目次

- ▶ 1. 指定管理令和5年度の運営方針
- ▶ 2. 来館者増へ繋がる取り組み強化
 - ▶ ①地域力を発揮し、来館者増へ
 - ▶ ②環境変化に対応し、サービス向上
- ▶ 3. レストランの取り組み
- ▶ 4. 安心・安全な施設の維持管理

1. 指定管理令和5年度の運営方針

指定管理令和5年度（1年間）の運営方針

指定管理令和5年度（1年間）の運営方針

- 地域力を発揮し観光客を含む来館者増に繋がる
取り組みを強化
- 環境変化に対応し、来館者サービスの向上
- 安心・安全で効率的な施設運営

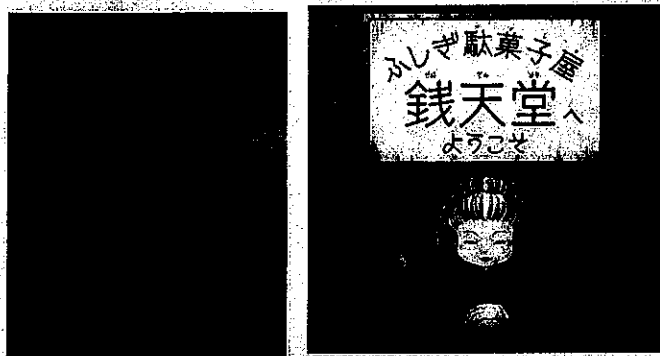
2. 来館者増へ繋がる取り組み強化 —①地域力を発揮し、来館者増へ

●美術館・文学館 市町村との連携 営業活動

市町村との連携を強化することで、美術館・文学館の観覧者数を増やす目的として
県内の市町村10ヶ所へ訪問。

7月に開催中の「ミレーと4人の現代作家たち」と「ふしぎ駄菓子屋銭天堂へようこそ」の
展覧会を各市町村発行の広報誌に掲載いただけるよう担当者に直接依頼した。
広報誌は全戸配布されることから、掲載につなげることで、両展覧会の集客の一助としたい。

- ・甲斐市役所
- ・南アルプス市役所
- ・笛吹市役所
- ・山梨市役所
- ・甲州市役所
- ・昭和町役場
- ・中央市役所
- ・富士川町役場
- ・韮崎市役所
- ・北杜市役所



ミレー展・銭天堂をPR

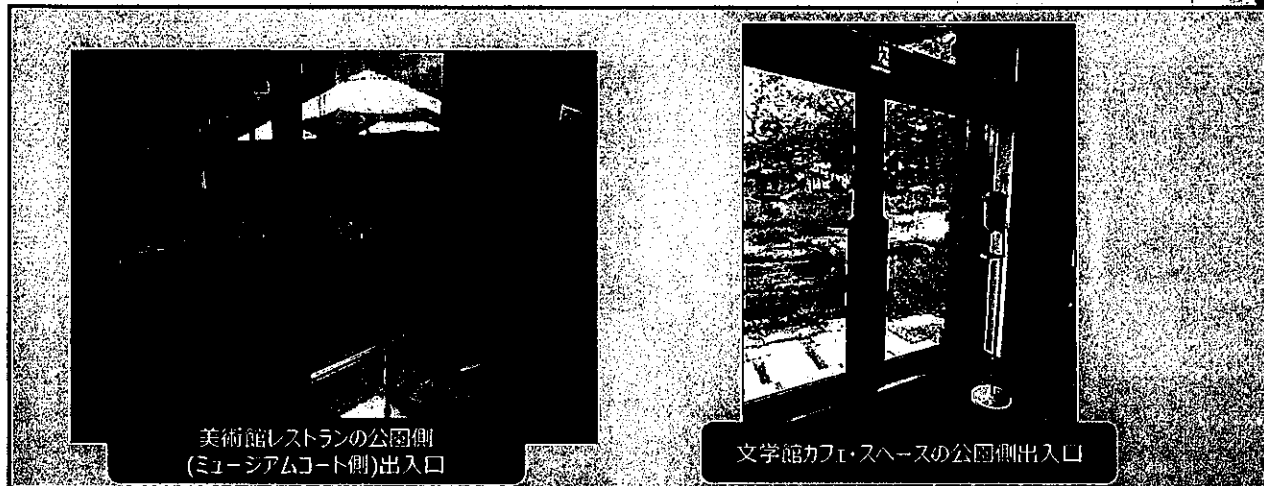
訪問先

2. 来館者増へ繋がる、取り組み強化

—②環境変化に対応し、サービス向上

●美術館・文学館 出入口の全開放

美術館では今回、レストランの公園側(ミュージアムコート側)の出入口を開放。また文学館でも、カフェ・スペースにある公園側の出入口を開放した。両館共に検温・消毒器を設置し感染症対策を行ったうえで、お客様の利便性や非常口としての安全面も考慮し再開することとした。これでコロナ対策に関連した出入口の封鎖は、全て解除されることとなった。



美術館レストランの公園側
(ミュージアムコート側)出入口

文学館カフェ・スペースの公園側出入口

3. レストランの取り組み

●やまなしジビエメニューの開始 5/13 ~ 8/27

美術館レストランにて、やまなしの文化であるジビエメニューの提供を開始した。承認基準を満たす、安全な山梨のシカ肉料理を気軽にお召上がりいただける機会となった。県からの要望で誕生したオリジナルジビエメニューは、県外の方にも山梨の食文化を知っていただきランチタイムを彩った。

The menu features two main items and a promotional graphic. The first item is 'Wild Game Venison with Polenta and Potato', priced at ¥1,300. The second item is 'Wild Game Venison Roast Curry', priced at ¥1,400. A graphic on the right shows a cup of coffee and a plate of food, with the text 'やまなしジビエメニュー' and the dates '2023.5.13 ~ 2023.8.27'.

ジビエ 鹿肉ポロネーゼほうとう風
¥1,300
ポロネーゼに鹿肉を使用し、山梨産の鹿土料理ほつとが黒にアレンジしました。菜揚げをし、甘みとうまみを引き出した野菜と、鹿し肉に入れた甲州辛口ワインの風味をお楽しみください。

ジビエ 鹿肉ヒレ内のローストカレー
¥1,400
地元の産物ほど風味を逃さずおいしい鹿のヒレ肉です。クマザックライスに添えた茶キャベツとローズマリーの風味とともにお楽しみください。

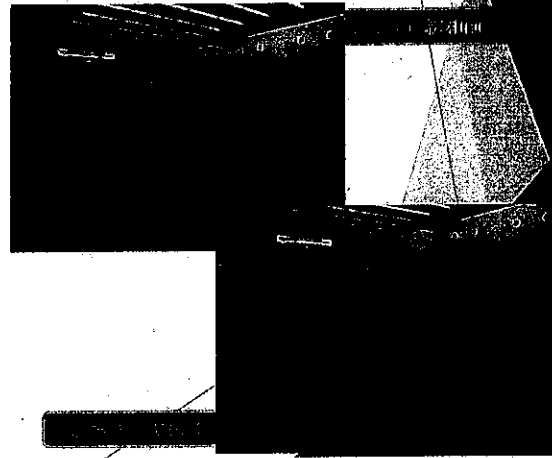
やまなし
ジビエメニュー
2023.5.13
2023.8.27

4. 安心・安全な施設の維持管理

●美術館・文学館・貸館の定員制限の緩和

美術館では、コロナ感染症対策で縮小していた、講堂・ワークショップ室・工房の定員制限を緩和。今後も館主催事業も含め、緩和後の定員に応じた利用者の増加が見込まれることから、必要な対策をしっかりと講じながら対応にあたった。

また文学館でも、5月からの再開に合わせて定員制限を緩和した。講堂や研修室・茶室の予約をいただいている申請者へ周知を行い、参加者数や必要な感染対策について見直しをお願いした。再開後は状況に即した対応をとれるようにした。



新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョンの概要

策定の背景

- ・ 県立美術館は、開館当初より、自然豊かな農業県にふさわしいコレクションを形成する考えのもと、ミレー・バルビゾン派の絵画を継続してコレクションし、特色ある公立美術館として高い評価を得てきた。
- ・ 一方で、社会状況の変化、コロナウイルスの影響による活動の制限やデジタル技術の急速な発展などを背景に、ミュージアムは多様化・高度化した役割を担うことが求められている。
- ・ 令和10年に県立美術館が開館50周年を迎える中、「文化立県」を目指す本県に相応しい美術館に向け、新たな歩みを進める方向性として本ビジョンを定めるもの

課題の整理

- ・ 館ならではの独自性のあるコレクションとして、更なる成長を実現する必要がある。
- ・ 地域の活力を向上させるため、優れた現代美術作家との協働が必要。

- ・ 飛躍的に進歩するデジタル社会を踏まえ、館活動から生まれる情報の整理・蓄積・活用を推進し、利用者にとって、価値のある情報として提供する必要がある。

- ・ 美術分野だけではなく、教育、福祉、国際交流、まちづくり、観光、産業など、美術館に昨今求められる、新たな役割を果たす必要がある。

- ・ 多目的に人々が集い、くつろぎ、繋がる場を創出する必要がある。
- ・ 山岳景観や、四季折々の自然を楽しむ公園など、地域を象徴し、人が集うコンテンツとなり得るよう、活用を促す必要がある。

- ・ 昨今求められる拡大した役割を果たすため、業務の専門性に即して、最適な館組織・人員体制を構築するとともに、多様な主体と連携体制を構築する必要がある。

ビジョン：共に成長し、新たな価値を生み出し、地域活力の向上に寄与する、社会に求められ続ける美術館

I 特色あるコレクションの成長

- ・ 山梨ゆかりの作家の範囲を拡大し、館が協働した現代美術作家を収集対象として検討。
- ・ 地域に根ざしたユニークなコレクションとしての成長を実現。

II 情報・知見活用による価値創出の強化

- ・ 最新のデジタル技術の動向を踏まえ、館が蓄積する情報・知見からコンテンツを創作。展示、研究、ふるさと納税返礼品等へ活用。
- ・ 文化、社会・経済的価値を創出し、芸術家の活動支援や、館活動への還元を実現。

III 五感に響く美的体験の提供

- ・ 利用者が、視覚だけでなく、五感を通して、アートの価値を体感できる様々な取り組みを推進。
- ・ ラーニングプログラム、レストラン・カフェ、ショップ、デザイン分野への取り組みを強化。

IV 「集い」「出会う」場としての機能強化

- ・ 地域内外の利用者が、多目的に「集い」、一人ひとりが新しい価値と「出会う」ことを促す、館内外空間の充実を実現。
- ・ 日常と非日常を繋ぐアートの価値を体感できる場づくりを促進。

V 成長を実現する体制の整備

- ・ 目的に即して、最適な館の人員・業務体制を検討。
- ・ 関連分野の外部組織（ex. 産業分野、芸術振興分野等）との連携体制による社会の活力向上への寄与。
- ・ 社会の動向や利用者的心声などを常に把握し、事業の改善を実施。

取り組みの柱



新たな価値を生み出す 山梨県立美術館 ビジジョン

～共に成長し、新たな価値を生み出し、地域活力の向上に寄与する、社会に求められ続ける美術館を目指して～

令和5年6月
山梨県

- List (Index) -

1. 策定の趣旨 P. 3 - 4
2. 山梨県立美術館を取り巻く状況 P. 5 - 10
3. 山梨県立美術館の現状と課題 P. 11 - 24
4. ビジョン（目指すべき姿） P. 25 - 27
5. ビジョンの実現に向けた取り組み P. 28 - 46





1. 策定の趣旨



1. 策定の趣旨

山梨県立美術館（以下「県立美術館」という。）は、1978年の開館以来、「美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、県民文化の発展に寄与する」（注1）ことを目的とし、自然豊かな農業県にふさわしいコレクションとして、ミレー・バルビゾン派の絵画の収集を継続するなど、特色のある公立美術館として活動を継続してきました。

一方、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（以下、「コロナ禍」という。）の影響による活動の制限や、デジタル技術の急速な発展など、文化芸術活動、そしてミュージアムを取り巻く環境は、大きく変化してきました。

国は、2017年に交付・施行された文化芸術基本法（注2）において、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、教育、福祉、国際交流、まちづくり、観光、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを明確に示しています。また、文化芸術に関する施策の推進にあたっては、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等のこれまで以上の連携を重要なものとして捉えています。

このような状況下、美術館は、従来からの基本的な役割に加えて、館の特色を活かしながら、大きく変化する社会のニーズに合わせ、多様化、高度化した新たな機能を担うことが求められています。

以上を踏まえ、2028年（令和10年）に県立美術館が50周年を迎えることを契機とし、文化芸術の振興を通じて、県民の創造力を刺激するとともに、地域に賑わいや心の豊かさをもたらす「文化立県」を目指す本県に相応しい美術館として新たに歩みを進める、その方向性を定めるものとして「新たな価値を生み出す山梨県立美術館ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定します。

注1：山梨県立美術館設置及び管理条例 第一条

注2：文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（2017年（平成29年）6月施行）

文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的とする



2. 山梨県立美術館を取り巻く状況



2. 山梨県立美術館を取り巻く状況

- 社会状況：コロナ禍による文化芸術活動への影響 -

・2019年（令和元年）末に起こったコロナ禍は人々を新しい生活様式に移行させ、文化芸術活動にも影響を与えてきました。「文化に関する世論調査」（文化庁、2022（令和4年）年3月）によると、文化芸術イベントの直接の鑑賞活動状況について、「直接鑑賞したことがあらず」と回答した人は39.7%とコロナ禍前（67.3%、2018年（平成31年度））と比較して大幅に低下しています。理由として「新型コロナウイルス感染症の影響により公演や展示会などが中止となった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が37.6%と文化芸術活動に対し、2年以上にも及ぶ大きな制限がかげられていくことがわかります。

・そのような中、県民意識調査（2021年（令和3年）8月）においては、「文化・スポーツ・生涯学習」に関する要望として「文化芸術に触れる機会の充実」の回答率が前回（2017年（平成29年）調査）より比較的大きく上がっており、日常的な活動が遮断されたコロナ禍において県民が心の豊かさを求め、より一層の文化芸術活動へのアクセスを求めていると考えられます。



2. 山梨県立美術館を取り巻く状況 - 国の動向：博物館法の一部改正 -

・国では、博物館法に関する法律の目的及び博物館の事業の見直しなどを行い、「博物館法の目的について、社会教育法に
加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める」こと、また「博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を
追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図
り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする」ことを明確にし、博物館法を一部改正、施行をしています。
(2023年(令和5年)4月施行)

・また、博物館法の一部改正に先立ち、文化審議会(文化庁設置)において、「博物館法制度の今後の在り方について(答
申)」(2021年(令和3年)12月)が提出され、「博物館の使命と今後必要とされる機能」について、以下5つの方
向性を示しています。

- ア 資料の収集・保管と文化の継承(「守り、受け継ぐ」)
- イ 資料の展示、情報の発信と文化の共有(「わかち合う」)
- ウ 多世代への学びの提供(「育む」)
- エ 社会や地域の課題への対応(「つなぐ、向き合う」)
- オ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上(「営む」)

・本県及び県立美術館においても、国の基本的な方針に沿って事業や運営体制の見直しを行い、県立美術館の特性を活かし
ながら多様な主体との連携等により地域の活性化に寄与することが期待されています。



2. 山梨県立美術館を取り巻く状況 - 社会状況：デジタル技術の普及による文化芸術活動の普及 -

- ・パソコンやスマートフォンなどのモバイル端末の普及により個人のインターネット利用が定着する中で、「文化に関する世論調査」(文化庁、2022(令和4年)年3月)によると、この1年間に文化芸術をテレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等により鑑賞したものがあがるの間に、鑑賞したものがあがる割合は63.3%と過半数以上を占めています。
 - ・また、前述の改正博物館法では、同法第3条第1項に定める博物館の事業に、第3号として「博物館資料に関わる電磁的記録を作成し、公開すること」とし、同法公布通知では、「デジタル技術を活用した博物館資料のデジタルアーカイブ化とその管理およびインターネットを通じてデジタルアーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取り組みを含むこと」とされています。
 - ・これを受け、文化審議会第4期博物館部会(第4回、2023年(令和5年2月))で提出された「博物館DXの推進に関する基本的な考え方(案)」では、博物館DXの意義について、下記のように整理しています。
- ① 博物館資料に係る情報の保存と体系化、業務効率化
 - ・ 収蔵品データベース等により学芸員の業務を支援し、効果的・効率的な運営を行う
 - ・ 実物利用の最適化による資料保護
 - ・ 収蔵している博物館資料の死蔵を防ぐ
 - ② 博物館における調査研究の成果を含めた資料の公共化
 - ・ 来館を前提としない情報の共有と活用
 - ・ 災害時における資料情報の保全と共有、バックアップ情報としての活用
 - ・ 館同士のネットワークを促し、公開・調査研究の促進や資料の散逸を防ぐ
 - ・ デジタルアーカイブの集積とネットワーク化により、全体として文化多様性の維持及び顕在化に貢献する。
 - ・ 展示や講演会等、博物館活動そのものをアーカイブ化して次世代に継承する。
 - ③ 学校教育・生涯学習のほか、地域の活力の向上など多様な創造的活動への博物館資料の活用の促進
 - ・ 超高精細画像や3D映像等による閲覧・鑑賞体験の拡張
 - ・ 誰もがいつでも・どこでも・何度でも、資料にアクセスできる環境を整備する
 - ・ 資料を活用した、文化観光やまちづくり、教育、国際交流、産業、福祉等の地域の活力の向上を図る多様な活動の支援
 - ・ 国民の文化芸術活動、創造的活動の促進
 - ・ オープンデータ等の利活用によるイノベーションの創出

2. 山梨県立美術館を取り巻く状況

- 本県の動向：文化観光推進法に基づく「山梨県文化観光推進地域計画」の策定 -



・国では、2020年（令和2年）5月に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下、「文化観光推進法」という。）が施行されました。

・同法は、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」を「文化観光」と位置づけ、文化と観光の持続的な相互発展を促すことを企図しています。

本県でも、この文化観光推進法に基づく「山梨県文化観光推進地域計画」を策定し、文化資源が地域の活力向上に資するという観点で、取り組みを進めています。

「文化観光推進法」に基づく山梨県の取組概要

④ 山梨県文化観光推進地域計画

<p>計画作成・実施体制</p> <p>協議会：山梨県文化観光推進協議会 担当事体：山梨県、山梨県文化観光推進協議会（協議会） 山梨県文化観光推進協議会（協議会）：山梨県、山梨県文化観光推進協議会（協議会） 山梨県文化観光推進協議会（協議会）：山梨県、山梨県文化観光推進協議会（協議会） 山梨県文化観光推進協議会（協議会）：山梨県、山梨県文化観光推進協議会（協議会） 山梨県文化観光推進協議会（協議会）：山梨県、山梨県文化観光推進協議会（協議会）</p>	<p>計画期間</p> <p>2020年度～2024年度（5年間）</p> <p>目標</p> <p>外国人来訪者の増加倍 2019年 28% → 2024年 35% (+7%) （※中エリヤの非常に満足の場合） 外国人来訪者数 2019年 50.5千人 → 2024年 580千人（約1.1倍） ※10年後（2029年）に11,010千人（2倍） 外国人滞在客一人当たり消費額 2019年 12,795円 → 2024年 16,700円（約1.3倍）</p> <p>地域文化観光推進事業</p> <p>①文化資源の観覧促進に関する事業 ・文化資源の観覧を促進する展示の実現、文化資源のデジタル化、ユネスコ世界遺産の活用、真珠の産地と芸術の国立、秋田、バド、レンガビル等交通機関をシェアムスに利用して観光客の誘致 ②観光客の誘致 ・観光客、観光、宿泊等との連携の促進 ・関係事業者と連携し、文化・自然・食を結ぶ山梨おでほの体験プログラムの実現 ③県内内外への発信 ・県内の文化観光情報を取りまとめるプラットフォームの整備 ④地域文化資源の活用 ・山梨の真文化を共有するための取組等の実施</p> <p>72,956千円</p>	<p>計画区域</p> <p>山梨県全域</p> <p>中エリヤ 北エリヤ 南エリヤ 西エリヤ 東エリヤ</p> <p>山梨県立美術館 （ミレー等を中心とした19世紀フランス絵画）</p> <p>山梨県立美術館 （ミレー等を中心とした19世紀フランス絵画）</p> <p>山梨県立美術館 （ミレー等を中心とした19世紀フランス絵画）</p> <p>山梨県立美術館 （ミレー等を中心とした19世紀フランス絵画）</p> <p>山梨県立美術館 （ミレー等を中心とした19世紀フランス絵画）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



3. 山梨県立美術館の現状と課題

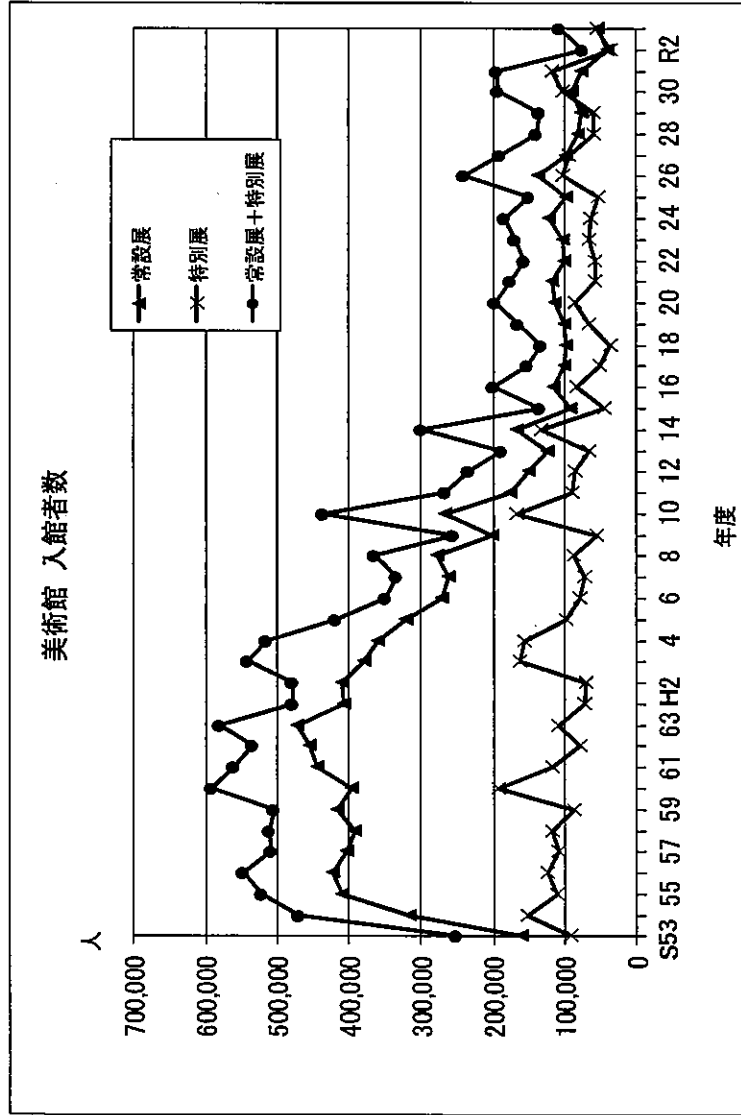
3. 山梨県立美術館の現状と課題 (Index)

- ① 利用者数 / 属性情報 P. 13 - 14
- ② 施設および周辺情報 P. 15 - 16
- ③ コレクション / 収蔵品について P. 17 - 18
- ④ 教育普及活動 P. 19
- ⑤ 現代美術分野への取り組み P. 20
- ⑥ 特別展について P. 21
- ⑦ レストラン / ショップについて P. 22 - 24



3. 山梨県立美術館の現状と課題

① 利用者数



現状

- 常設展 (現、コレクション展)
 - ・ 入館者数の最高は、開館10周年に当たる昭和63年度の471,011人。
 - ・ その後減少傾向。平成11年度には、20万人を割込み、最低は感染症の影響を受けた令和2年度の40,319人。
 - ・ その後、令和3年度は52,096人と回復傾向が見られるも、感染症の影響以前の入館者数には達していない。
- 特別展
 - ・ 過去最高は、昭和60年度の193,786人。この時は、「ミレー展ボストン美術館蔵」「ピカソ展長女マヤのコレクション」「ミレーとバルビゾンの画家たち」などの企画展が人気を博した。
 - ・ 平成10年、14年、26年には周年事業の特別展としてミレー展を実施。



課題

- ・ 感染症の影響以前の入館者数について、特別展により、増加している年度も見られるが、全体としては減少傾向と捉えられる。
- ・ 感染症の影響により半減した来館者数について、新しい社会の在り方に適した活動を検討・実施する必要がある。



3. 山梨県立美術館の現状と課題

① 利用者の属性情報

現状

■ 属性情報の把握
令和3年度に開催された特別展2本に関するデータを基に検討。
※館では、美術館全体、あるいは特別展ごとのアンケートを、実施しているが、掲出の2つの特別展をのぞき、県外のどの地域からの来館者かなど、詳細な分析データは行われていない。

■ 住まい
・ 感染症の影響により移動自粛の傾向がある期間に開催された展覧会のため、県内の利用者が76パーセントと大多数を占める。
・ 県外について、首都圏、隣県が大多数を占める。

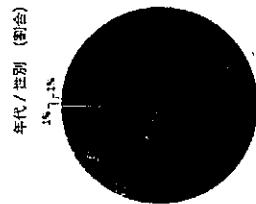
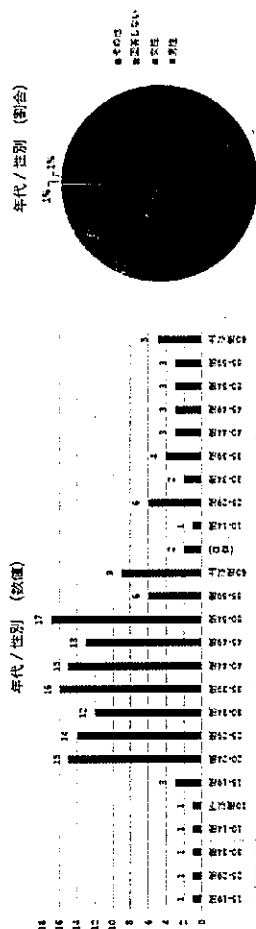
■ 性別
・ 女性の割合が79パーセントと大多数を占める。

■ 年齢層
・ 50代以上の層が大半を占める
(来場者層に大きな偏りがある。)
・ 特別展の実施内容により来場者層に大きく変動がある

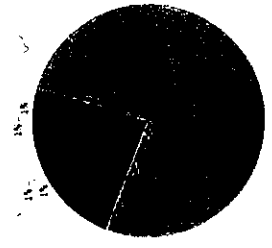
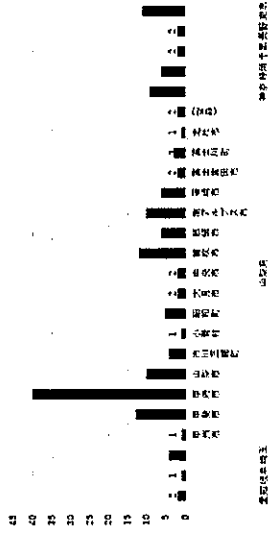


課題

・ 展覧会の内容に応じた広報戦略を立てる際に、より精度の高い属性情報を集め、分析、活用する必要がある。



お住まい (都道府県 ※山梨県の方は市区町村も記載)



・ 調査対象：令和3年度の特別展2本 (蜷川実花展、新版画展)
・ 主な調査項目：年齢・性別・居住区

※常設展 (コレクション展) における来場者層および傾向との差分が少ない為、特別展のみ掲載。(詳細は別紙)

3. 山梨県立美術館の現状と課題

② 施設および周辺情報（立地、建築・敷地）



現状

■立地

- ・ 甲府駅から約3.8kmの距離に所在。
- ・ 駅からのアクセスは、タクシーで約15分程度。バス利用で約20分程度。
（開館時間中、バスは時間帯により、一時間に1本～3本運行。）
- ・ 新宿駅から甲府駅へは、特急利用で約1時間30分程度。
- ・ 首都圏から、日帰りで訪れることが容易である。

■建築・敷地

- ・ 1978年の開館当初から稼働する本館は、日本のモダニズム建築を代表する建築家 前川國男による設計。北側に隣接する庭園と池は、山梨の歴史と自然をテーマに、彫刻家、流政之による設計
- ・ 芸術の森公園（約6ヘクタール）の中に設置。敷地内には、ロダンや岡本太郎など、西洋、日本の近代彫刻が計15点設置されている。
- ・ 芸術の森公園には、日本庭園のほか、バラ園や菖蒲園をはじめ、多様な木々や花々を四季折々楽しむことができる。
- ・ 富士山、南アルプスの山々など、日本でも有数の山岳景観を遠望することができる。
- ・ 急峻な山々に囲まれる甲府盆地ならではの景観を提供している。
- ・ 24時間開園。芸術の森にはベンチやテーブルなど配置されており、来館者が外でくつろげる場所を提供しており、美術館利用者のほか、近隣住民に利用されている。

課題

- ・ 甲府駅周辺のスポットや、周囲の観光スポットと結びついたアピールに乏しく、館の常設展、特別展のみを目的とした来館者が多い。
- ・ 建築に関する解説や、特徴的な自然景観のビュースポットとしての提供、公園のコンセプト設定やユニークな活用など、ここでもしか体験できないコンテンツとして発信ができていない。
- ・ 美術館に隣接して建造された北池は、設備老朽化のため水を張ることができず、景観を損ねている。
- ・ 利用者ニーズとの不一致や、近隣への騒音問題など、諸原因を背景に、茶室、野外劇場など、文化的アクティビティのために建造された施設が有効活用されていない。

3. 山梨県立美術館の現状と課題 ② 施設および周辺情報（館内設備・施設）



現状

- ・館内は、1978年開館当初の建物である本館と、平成10年に竣工した収蔵庫棟、平成16年に竣工した南館で構成される。
- ・来館者向けの設備は、本館、南館のそれぞれ1-2Fに配置。
- ・本館1Fには、チケットカウンター、県民ギャラリーのほか、ショップ、レストランが設置される。
- ・エントランス正面のスペースは、新進作家を紹介するスペース「ギャラリー・エコー」として活用。
- ・本館2Fは、主にコレクション展示室で構成。ミレー、バルビゾン派を中心とした西洋美術を展示する「ミレー館」、その他収蔵品をテーマとともに展示する「テーマ展示室」が位置する。
- ・南館1Fには、美術図書室、ワークショップ室、工房、講演会等の会場として使用する講堂が位置し、主に教育普及活動の場として活用される。
- ・南館2Fには、原則、特別展会場としてのみ使用する「特別展示室」と、コレクションのうち、版画家萩原英雄の作品と蒐集品を展示するコレクション展示室「萩原英雄記念室」が位置する。

課題

- ・建設から45年経過した本館は、施設や設備の老朽化への対応、近年の公立美術館に求められる機能や設備の追加が早急に必要。
- ・館内の動線が、増築に起因して複雑でわかりにくく、来館者や職員が目的に沿って無駄なく迅速に移動できる動線となっていない。
- ・本館の展示室には、ガス消火設備など自動消火設備が無く、周辺に消火栓・消火器が設置されているのみ。火災時には、ミレー他、西洋美術作品をはじめとするコレクションに甚大な被害が想定される。
（特別展示室、収蔵庫には、ガス消火が配備されている。）
- ・新進作家紹介のスペースとして活用される本館エントランス正面スペース「ギャラリー・エコー」は、元来作品展示用の空間として造られたものではない。そのため照明、展示壁など、演示性に乏しく、作品を魅力的に紹介するための設備的要件が整っていない。
- また、現在、新進作家の紹介展は、年間2回、各会期2ヶ月程度ずつ実施をしているが、同展示不実実施時には、来館時に最初に目にする象徴的な建築空間が活用されていない印象を与える。（同実施以前は現在野外に配置されている彫刻作品が配置されていた。）
- ・パブリックスペースには椅子が配置されるのみで、多様な利用者がくつろぐことや情報を得る等ニーズを想定した際、多目的に過ごすことができる設備とはならない。

3. 山梨県立美術館の現状と課題

③ コレクション / 収蔵品について



現状

- ・点数：11,569点（『令和3年度 山梨県立美術館年報』より抜粋。）
- ・コレクション展示（ミレー館、テヤマ展示室、萩原英雄記念室）において、それぞれ年4回の展示替えにより展示・紹介
- ・県立の美術館として、近藤浩一路や米倉壽仁など地域ゆかりの近現代作家の作品を収集。（近世以前の作品は、原則、県立博物館で収蔵。）
- ・開館以来、自然豊かな山梨県を象徴するコレクションとして、19世紀フランスの画家、ジャン＝フランソワ・ミレーやバルビゾン派の作品を中心に、17世紀から20世紀初頭まで、前後の時代の関連性の強い画家たちの作品を収集。
- ・大正新版画を代表する笠松紫浪、創作版画の分野で国際的に活躍した萩原英雄、深沢幸雄の画業を包括する作品群を収蔵するほか、萩原英雄、深沢幸雄については、作家の蒐集品も収蔵している。
- ・甲府で酒造業を営んでいた野口家に受け継がれた、437点の日本・中国絵画、書蹟で構成される野口コレクションを平成30年に収蔵。
- ・美術資料の収集について、美術資料購入基金の運用により、周年記念の機会を中心に、ミレー・バルビゾン派を中心とした西洋美術作品を重点的に購入している。その他の分野の作品の収集は、概ね寄贈によるものである。

課題

- ・予算の制約があり、計画的かつ積極的な作品収集が困難である。
- ・このため、コレクションを活用した展示をする際に、ストーリー性を持たせたり、魅力ある企画を構成することが難しい。
- ・戦略的なコレクション形成や、直近の美術動向を反映した現代美術コレクションの形成が実現しにくい。

3. 山梨県立美術館の現状と課題

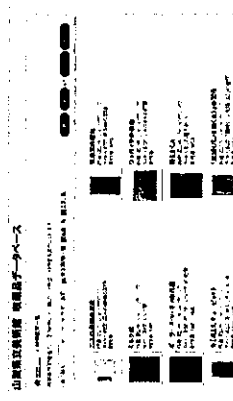
③ コレクション / 収蔵品について (主な収蔵品資料情報のデジタル活用の取り組み)



「収蔵品検索システム」

<https://jimapps.ne.jp/yamanashimuse/>

- ・ 作品名、作者名、フリーワード、作者一覧から検索が可能。
- ・ 全コレクションの情報を収録。
- ・ 作品について、作品画像、作者、サイズ、制作年、技法を公開。



HP「主な収蔵作品」(一部高精細画像)

<https://www.art-museum.pref.yamanashi.jp/collection/millet/>

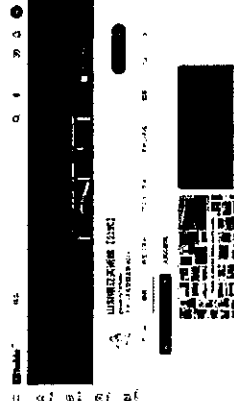
- ・ 「ジャン＝フランソワ・ミレー」(13点、内9点は高精細画像)、「バルビゾン派・その他西洋美術」(10点)、「日本の近現代美術」(9点)の画像と、それぞれ250字程度の解説文を掲載。



○山梨県立美術館【公式】YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/channel/UC4r0Oem-iQr4HX5PV_oP1Bw/videos

- ・ 38本の動画を公開。
- ・ 館全体の紹介動画、コレクションのミレーを紹介するアニメの他、特別展関連動画、教育普及プログラム関連の動画等を公開。



現状

- ・ 収蔵品検索システムで収蔵作品の基本情報を掲載。また「主な収蔵作品」32点には作品解説を掲載。いずれも5カ国語で情報提供、スマートフォンアプリで、展示室でも閲覧可能。
- ・ 動画コンテンツを、Youtubeの動画チャンネルとしてまとめて配信している。



課題

- ・ 収蔵品の解説等詳細情報の提供数が少なく、コレクションの価値を十分に発信できていない。
- ・ 展覧会、刊行物、イベントのアーカイブなど、館活動で生み出される情報の蓄積と発信について、より充実させる必要がある。
- ・ 利用者ニーズに即した提供方法のアレンジやコンテンツ制作を企図する必要がある。
- ・ 動画コンテンツのジャンル分けがないなど、利用者ニーズとの紐付けが弱い。HP内に組み込むなど利便性の改善が必要。
- ・ 情報の蓄積と公開を共にデザインする、専門的人材が必要。

* すべて2023年3月現在

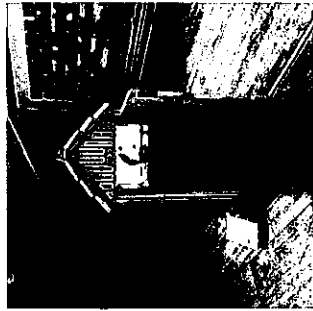


3. 山梨県立美術館の現状と課題

④ 教育普及活動（学校対応以外の主な取り組み）

「みんなのでつくる美術館」

- ・「造形活動や体験活動を提供することにより、県民の文化レベルの向上と美術館への興味関心を高めること」を事業目的とする。
- ・誰でも参加できるワークショップと、ワークショップの成果としての展覧会を実施。
- ・実行委員会形式で、美術館外の委員と共に企画検討・実施。
- ・近年は、現代美術作家を迎え、企画検討・実施に協力を得ている。



「創作教室、つくろう!あそぼう!造形広場」

- ・「創作教室」は、小学生以上を対象に「作る楽しさを体験出来る企画」を実施。
- ・「つくろう!あそぼう!造形広場」は、幼児教育の専門家を講師に迎え、「幼児から小学生とその保護者」を対象に、「造形活動を楽しみながら芸術作品に触れ、美術のすばらしさを味わう機会」として実施。



「美術体験・実技講座」

- ・「広く一般県民を対象」とし、「制作の機会を提供」することを目的とし、「初心者講座」と「実技講座」を実施。
- ・「初心者講座」は、「表現方法の理解と基本的な制作技法の体験」を目的とする。
- ・「実技講座」は、美術作家が講師を務め、「ある程度経験を積んだ参加者が、作家の制作に対する姿勢や芸術観に接しながら、自身の創作活動を深める場」として実施。



※事業説明中、「」内は、『令和3年度 山梨県立美術館年報』より抜粋

現状

- ・美術館外の協力を得ながら、幼児から大人まで、様々なテーマのワークショップ、造形活動、制作技術指導などを実施。



課題

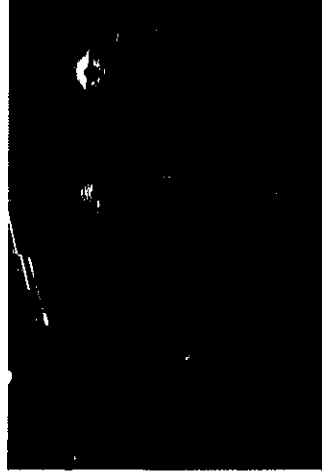
- ・こども（幼児、小学生）、もしくは大人向けのプログラムが中心で、中学生以上の学生の積極的な参加体験を促す仕組みが弱い。
- ・事業の目的や内容に重複がみられるなど、個々のプログラムの特色が伝わりにくい。
- ・限られたリソースを最大限有効活用し、幅広い世代に対して優れたプログラムを提供するため、事業目的、対象、実施内容の整理を実施し、利用者に対してわかりやすく発信をおこなう必要がある。

3. 山梨県立美術館の現状と課題

⑤ 現代美術分野への取り組み



※特別展での紹介を除く



キュレーターズ・アイ
古谷真美展（令和4年4月19日～7月3日開催）

- 「キュレーターズ・アイ」
- 山梨県出身、ないしは当県を制作拠点とする新進作家への発表機会の創出と、活動の紹介を目的に個展を実施。
- 会場は、美術館内エントランス前スペース。
- 会期は概ね2～3ヶ月程度で、年間、1～2回実施。

「山梨アートプロジェクト」

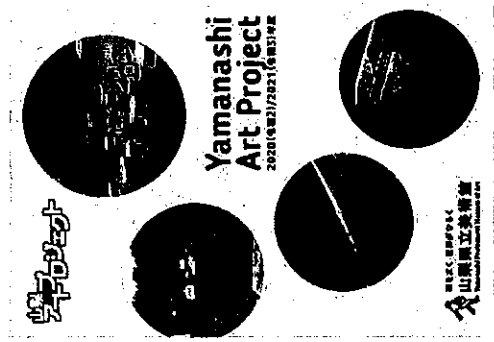
- アーティストが「山梨県」の特色をテーマに作品制作を実施。地域の魅力の掘り起こしと、美術館と地域のつながりの創出を目的とした事業。
- 2年度を一期として開催。
- 1年度目は、招聘アーティストによる作品制作・展示をプレイベントとして実施。
- 2年度目には、作品プランを募集し、1年度目の招聘アーティストを含む審査員が選考を実施。選考されたプランは、年度内に制作・実施するほか、ワークショップも実施。
- 公募は、山梨ゆかりのアーティストに限らず、山梨で制作をしてみたいアーティストに対して、広く実施。

現状

- ともに山梨ゆかりの現代美術の発表の場であり、来館者にとってもそれらに触れる機会となっている。
- 「キュレーターズ・アイ」は予算が十分ではなく、制作や展示において作家個人の負担となるケースが見られる。
- 「山梨アートプロジェクト」については、文化庁「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」事業として、補助金を活用した新規事業として、R2年度から開始。
- アーティストによる山梨の魅力の掘り起こし、それをワークショップなどの企画事業で県民と共有、地域への還元を行っている。

課題

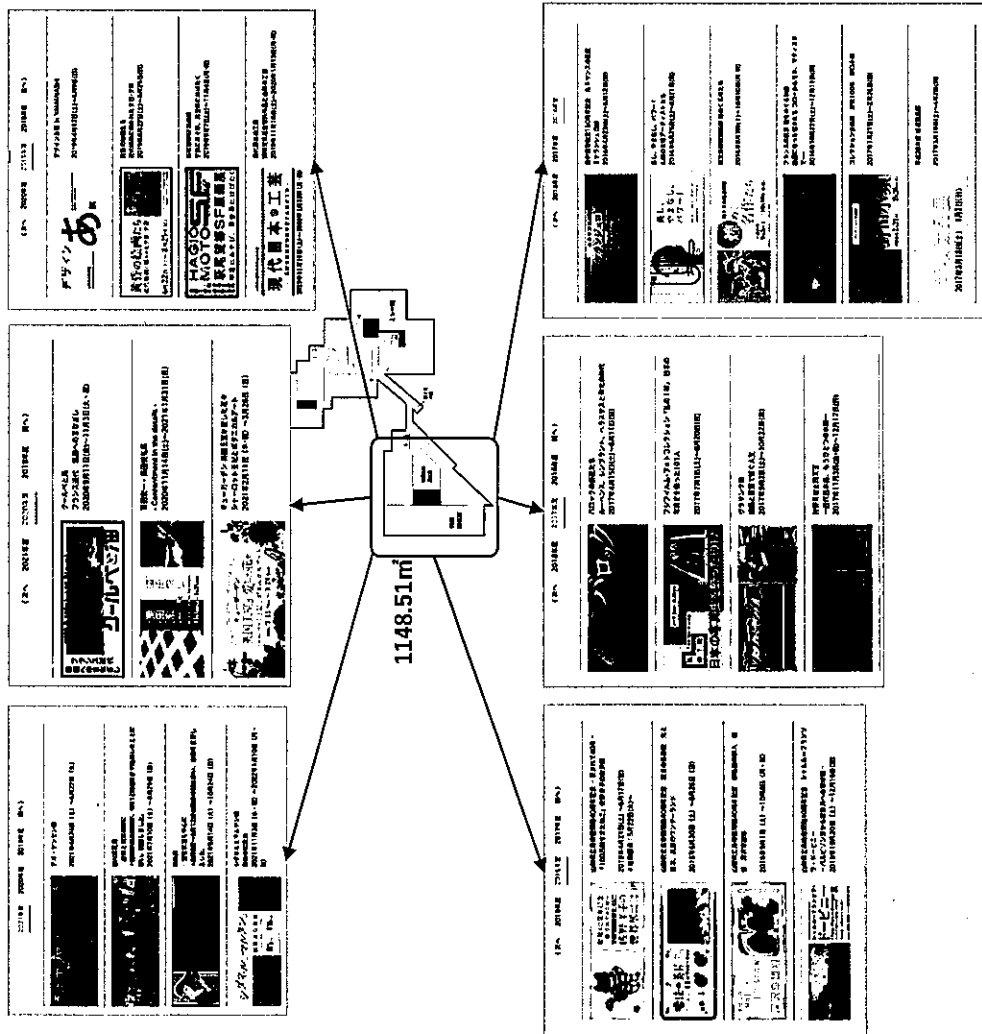
- 事業の継続・発展のためには、予算や人的リソースの確保・充当など、館事業の全体マネージメントが必須。
- 多様な形態、素材の現代美術については、演示性を高めるため、適した展示空間が必要。また、コレクションとして収蔵するためには、適した収蔵スペースが必要。
- 「山梨アートプロジェクト」は、外部とのつながり創出を目的とした事業であり、多方面と様々な協働、調整が必要となるため業務量が多く、ノウハウを必要とする。継続するためには、人員、予算の確保、もしくは継続他事業との統合やスクラップなど、対策が必要。



山梨アートプロジェクト
R2-3年度 活動報告表紙

3. 山梨県立美術館の現状と課題

⑥ 特別展について



現状

- ・年4本、特別展示室での展示を企画。
- ・ホワイトキューブの特別展示室が持つ自由度の高さを生かし、山梨ゆかりの内容だけでなく、県民にとって様々な美術に触れる機会創出という県立美術館の役割に即した使い方をしている。
- ・春と秋はしっかりと楽しみめるものを、秋から冬は美術マニアがゆっくりにコレクションに向き合えるものを、夏は子どもを含めた家族で美術に触れ合えるものを意識している。
- ・4本のうち1本は集客を意識して内容を検討。



課題

- ・過去数年の特別展を俯瞰する際、「山梨県立美術館らしさ＝ここで見る意味」や「次は何をやるの？」と注目し続けてもらえないコンセプト」が十分に言語化可視化されておらず、集客やファンづくり、拡散という観点における弱点として考えられる。

3. 山梨県立美術館の現状と課題

⑦ レストランについて

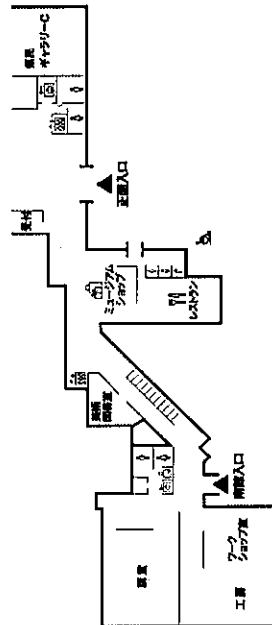


レストランの概要



基本情報

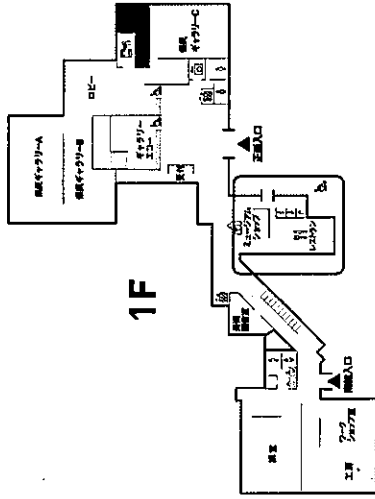
運営会社	桔梗屋、SPSやまなし
営業時間	10:00～17:00 (ラストオーダー: 16:30) ※ランチタイム11:00～15:00まで
障害者対応	有 (公共建築物指定による)
主な活用法	・ウエディングプラン ・特別展VIP対応(レセプション仕様で貸切)
テイクアウト	無し
席数	36席
席数に対する稼働率	約60%
利用者数/月	期間: R4年1月1日～10月31日
売上/月	期間: R4年1月1日～10月31日
客単価	■ フランソワボン展 ・ 特別展期間: 2022年4月16日～6月12日 ・ 売上: 6,678,367円 (税込)
売上	■ 単月売上 4/1～4/30: 2,244,216円 (税込) ・ 客数: 926名 ・ 客単価: 2,423円 (税込) 5/1～5/31: 3,689,129円 (税込) ・ 客数: 1,483名 ・ 客単価: 2,487円 (税込) 6/1～6/30: 2,395,911円 (税込) ・ 客数: 1,065名 ・ 客単価: 2,249円 (税込)
売上目標	無し
KPIとの差分	無し



1F

3. 山梨県立美術館の現状と課題

⑦ ショップについて

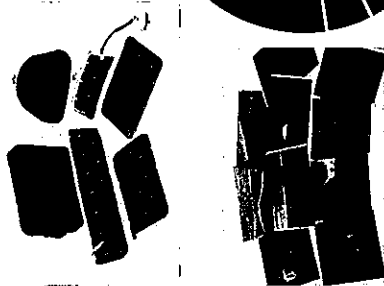


ショップ概要

運営会社
広さ
営業時間
人的リソース

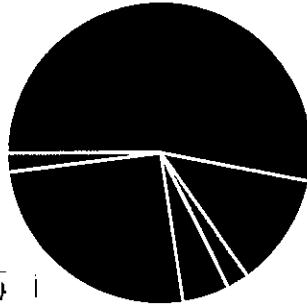
山梨県立美術館協力会
情報無し
美術館営業時間と同じ
3名：協力会の職員2名+アルバイト1名

取扱商品 分類



EC
隣接者対応
売上
売れ筋
地場産業とのコラボ
KPI

問合せがあった場合は、現金書留で発送対応。
有（公共建造物指定による）
データなし
※特別展の売上は特別展自体の売上に紐づけられている
・ミレナーグッズ(印伝やトート)
・印伝
・コーヒー
・織物
※商品全体の10~20%
※酒類の販売はNG
無し



- 絵葉書関連
- 額装
- 山梨県産商品
- 子供美術関連
- 展覧会関連書籍
- 季節商品
- 美術関連雑貨
- 美術愛好家道具

現状

- ・コレクション画像を使用したアイテムや、オリジナルグッズをメインに構成されるショップ（ミレナーのオリジナルグッズが主力）
- ・地域の伝統産業とのコラボは10~20%ほどの物量
- ・美術館の記念品や気付きなどを持ち帰るアイテムに乏しい
- ・KPIは無し、売上は特別展により大きく変動する
- ・レトロ志向や本物志向を反映してか、若い世代も含め、額装の複製画像は売れ筋商品の一つ。
- ・絵葉書関連、山梨関連の製品（印伝等）、展覧会関連書籍、季節商品（カレンダー等）衣料品（バッグ、ストール等）といった商品が主力商品
- ・企画展の客層に合わせて、売れる商品が変化する。
- ・商品のセレクトやコン셉ト作成・展開など、人的資材が不足している。
- ・食品の取り扱いについて、地域や館の特徴を示す内容が乏しい。

課題

- ・商品企画に力を入れ、特別展以外にも顧客のニーズに合わせた商品を扱う必要がある。
- ・オンライン決済などEC対応を強化し、より利用しやすいショップにする必要がある。
- ・多くの美術館で力を入れている子ども向けの美術関連商品や、美術関連書籍、生活雑貨の品揃えが不足している。
- ・先進美術館事例でみられるように、地域とのコラボレーションから生まれる商品をより積極的に取り扱うなど、オリジナルアイテムの創出を行う必要がある。



4. ビジョン (目指すべき姿)



4. ビジョン（目指すべき姿）

県立美術館は、開館当初より自然豊かな農業県にふさわしいコレクションとして、継続してミレー・バルビゾン派の絵画コレクションを形成してきました。

ミレーの代表作《種をまく人》を中心とした“自然と共にある人間の日々の営みの価値を象徴”するこれらコレクションは、県立美術館の特色として認知されています。

この特色を活かしながら、これまでにない多様化、高度化した新たな機能を果たし、「新たな価値を生み出す美術館」を実現するためには、県立美術館の有するコレクションを、館活動の中核に位置付け、既存の活動の充実や拡大、更にはそれらを有機的に結びつけることが重要です。

前章で示された県立美術館の現状とそこから見える課題、また国の方針等を踏まえ、県立美術館は将来のあるべき姿として、「共に成長し、新たな価値を生み出し、地域活力の向上に寄与する、社会に求められ続ける美術館」の実現を目指します。



「共に成長し、新たな価値を生み出し、地域活力の向上に寄与する、 社会に求められ続ける美術館」を目指して

課題解決に向けた取り組みの柱

- ・山梨ゆかりの作家の範囲を拡大し、館が協働した現代美術作家を収集対象として検討。
- ・地域に根ざしたユニークなコレクションとしての成長を実現。

・最新のデジタル技術の動向を踏まえ、館が蓄積する情報・知見からコンテンツを創作。展示、研究、ふるさと納税返礼品等へ活用。

・文化的・社会的（経済、産業等）価値を創出し、芸術家の活動支援や、館活動への還元を実現。

・利用者が、視覚だけでなく、五感を通して、アートの価値を体感できる様々な取り組みを推進。

・ラーニングプログラム、レストラン・カフェ、ショップ、デザイン分野への取り組みを強化。

・地域内外の利用者が、多目的に「集い」、一人ひとりが新しい価値と「出会う」ことを促す、館内外空間の充実を実現。

・日常と非日常を繋ぐアートの価値を体感できる場づくりを促進

- ・目的に即して、最適な館の人員・業務体制を検討。
- ・関連分野の外部組織（ex. 産業分野、芸術振興分野等）との連携体制による社会の活力向上への寄与。
- ・社会の動向や利用者の声などを常に把握し、事業の改善を実施

特色あるコレクションの成長

情報・知見活用による
価値創出の強化

五感に響く
美的体験の提供

「集い」、「出会う」
場としての機能強化

成長を実現する
体制の整備



5. ビジョンの実現に向けた取り組み

5. ビジョンの実現に向けた取り組み

I：特色あるコレクションの成長

II：情報・知見活用による価値創出の強化

III：五感に響く美的体験の提供

IV：「集い」、「出会う」場としての機能強化

V：成長を実現する体制の整備

P. 30 - 31

P. 32 - 33

P. 34 - 40

P. 41 - 44

P. 45 - 46



5. ビジョンの実現に向けた取り組み ― 特色あるコレクションの成長



― 現在の収集方針の継続 / 現代美術作品の収蔵加速

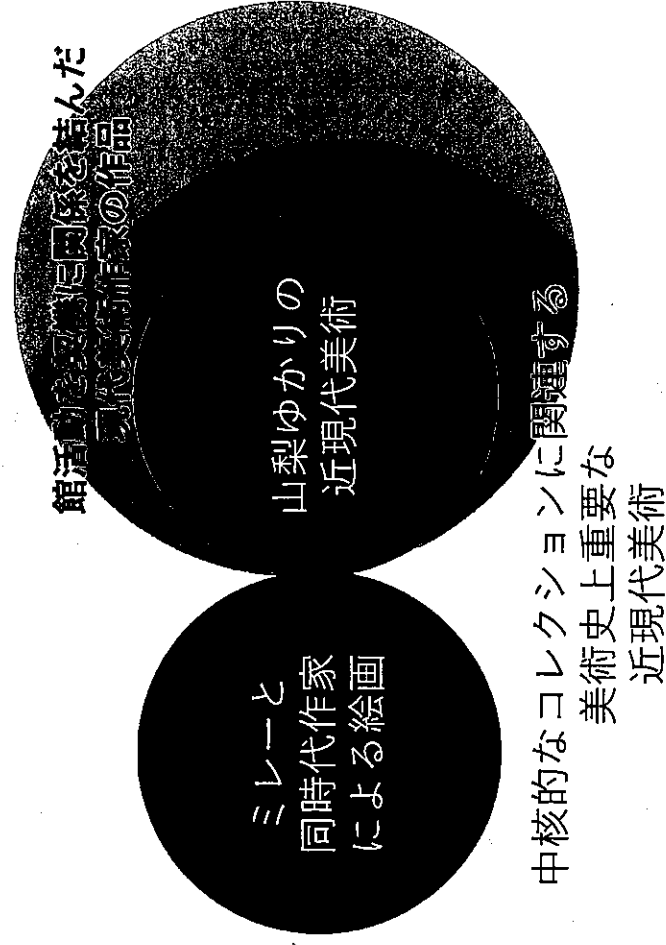
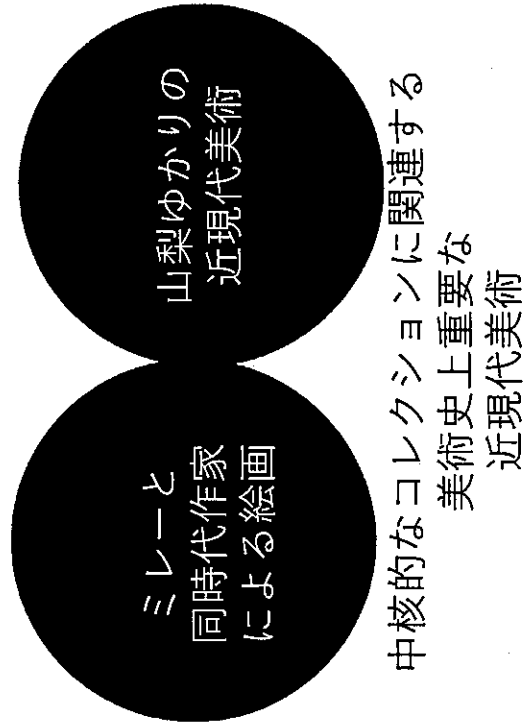
県立美術館では、これまでにも、一線で活躍するアーティストと協働し、ワークショップや、アートプロジェクト、展覧会等、質の高いプログラムを展開し、地域内外を繋ぎ、人的交流を促進してききました。更に多様な主体との連携を通じて、地域の活力の向上に取り組みを進めるにいたり、優れた現代美術作家との協働は必須と考えられます。

このような活動において、山梨県立美術館と協働した現代美術作家を、「山梨県」ゆかりの作家として捉え、適宜コレクションとして収蔵を行うことを検討し、コレクションの成長に繋げることを目指します。

従来の収集方針と併せ、近代美術と現代美術、双方のコレクションの成長を促し、総じて、県立美術館や地域の特色を体現するコレクションとしての継続的な発展を目指します。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み ― 特色あるコレクションの成長

▶ コレクション成長の方針



現状のコレクションの特性や強みを生かしつつ、多様で有機的なつながりを体現する収集を実施。
美術史上の重要性だけでなく、館のヒストリーとして重要性を有する作品を収集することで、
独自性の高いコレクションへの成長を目指すことが出来る



5. ビジョンの実現に向けた取り組み II 情報・知見活用による価値創出の強化

情報・知見の活用による価値の創出、社会・館への還元

県立美術館では、収蔵品の調査・研究、展覧会、ワークショップ等の教育普及活動など、活動に付随して、様々な情報や知見が生み出されています。このような情報の蓄積は、収蔵される作品と等しく、県立美術館の諸活動の原資となるものとして捉えることができます。

情報や知見を活用し、新たな価値を生み出すためには、蓄積された情報の整理と共に、利用者ニーズに即し、飛躍的に進歩するデジタル技術の新しい動向の可能性を調査・検討しながら、魅力的なコンテンツを創造することが必要です。

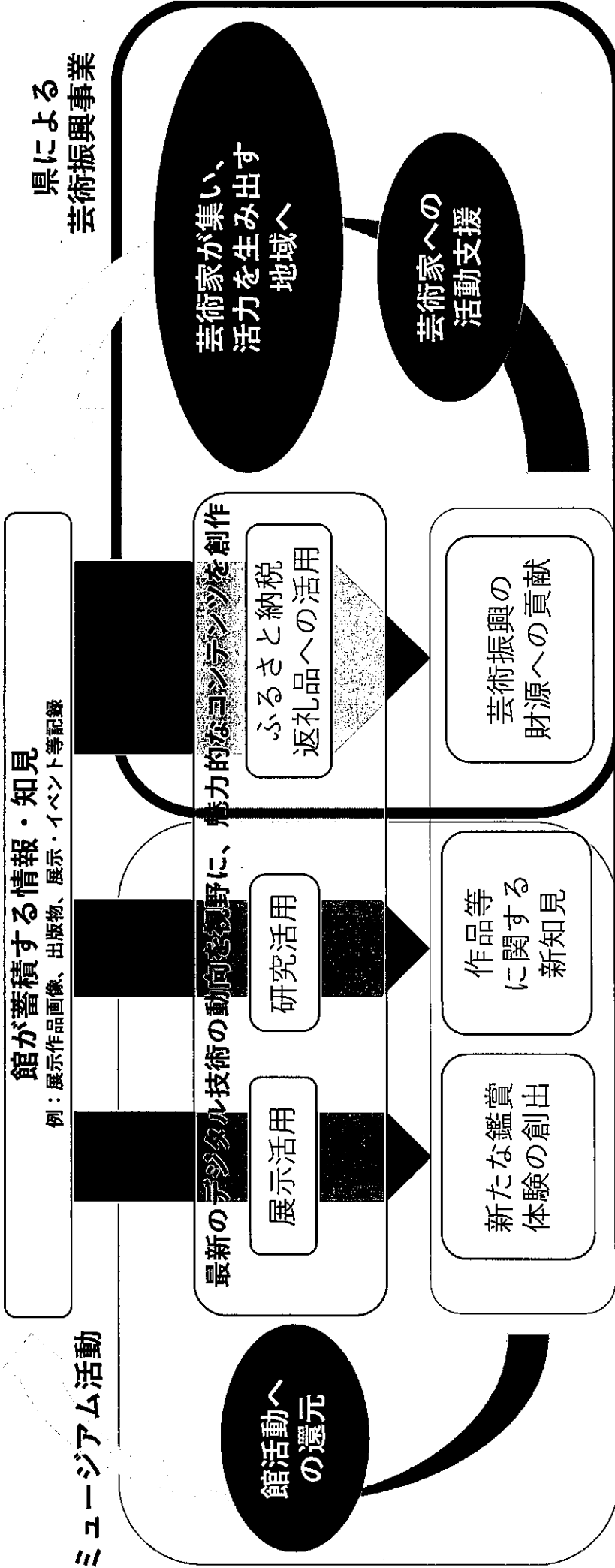
情報や知見から、魅力的なコンテンツを生み出すことで、展示、研究、広報等への活用や、ふるさと納税の返礼品としての提供など、様々なかたちで文化的・経済的な新しい価値を創出し、社会や館活動に還元していきます。



5. ビジョンの実現に向けた取り組み II 情報・知見活用による価値創出の強化

▶ 情報・知見の活用による価値創出

最新のデジタル技術の動向を踏まえ、館が蓄積する情報・知見から魅力的なコンテンツを制作。展示、研究、ふるさと納税返礼品等へ活用。
・ 文化的、社会・経済的な価値を創出し、芸術家の活動支援や、館活動への還元を実現。



文化的、社会・経済的な新たな価値の創出

5. ビジョンの実現に向けた取り組み III 五感に響く美的体験の提供



デザイン分野への取り組み

県立美術館は、「美術」と、多様な利用者の生活とを繋ぎ、その距離を縮めていきます。このため、「美術」と日々の生活の間にある考え方の総体を「デザイン」の分野として位置付け、県立美術館においても活動の対象としていくことを検討します。

「住まう」「まとう」「食す」「耕す」「耕す」等、生活をかたちづくるさまざまなテーマについて、適宜、美術以外の他領域と連携し、地域や当館の特色に関連する内容に取り組みます。これにあたっては、一線で活躍する人材との協働により、質の高い活動を展開することで、地域内外をつなぎ、人的交流を促進することを実現し、地域の活力を創出することを目指します。

更には、デザインの発想の発信や、地域に根ざしたプロダクトの実現等により、地域が抱える課題に対し、デザインの実現に貢献していきます。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み III 五感に響く美的体験の提供



▶ デザインを軸に考えた場合の、価値創造・体験機会創出

地域産業との
つながりを
デザイン

テキスタイル、ジュエリー、印伝、和紙、日本酒、ワイン、硯、農産物など多様で豊かな産業とものづくりを要する山梨県らしく、美術館がそれらをつなげる役割を果たし、新たな活動や価値を生み出す場として発展する。

買う、作る、
学ぶを通じた
参加を
デザイン

質の高いオリジナル商品がショップに並び、それを購入することを通して、デザインに対する知見や経験を体感する。またワークショップや学びをアート+デザインの観点で提案し続ける場として美術館が文化度向上の役割を担う。

美術館を
訪れる
日常を
デザイン

展示作品を見るだけでなく、子育て世代が、ラーニングプログラムや、人との交流、文化との触れ合いなど、様々な目的に日常的に訪れ、交流する場としての役割を美術館が果たす。



- Civic Pride -

地域の人にとつての山梨県立美術館が、美術作品を見に行く場という役割を超え、自分たちの山梨県の価値を再発見する、誇りに思える機会とデザインへの知見や力向上のできる場となる。

- Attractive factor -

観光客にとつての山梨県立美術館が、山梨の価値を知ることに加え、山梨がデザイン県としても先進的取り組みをおこなっていると感じてもらえる場となる。

「デザイン」分野での取り組みを通して、美術館が「Hub」として機能することで、
県内外の来場者にとって
相互的な利益を生み出す価値提供の場となることが出来る。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み

Ⅲ 五感に響く美的体験の提供



ミュージアムレストラン・カフェの役割

ミュージアムレストラン・カフェは、飲食を提供し、利用者に憩いの時間を提供するのみならず、館での美的体験、そしてこの場所ならではの観光体験を構成する重要な要素です。

自然豊かな山梨県を象徴するコレクションと呼応するかたちで、地域の豊かさを味わう体験を提供することを通して、視覚だけでなく、五感を通して、驚き、楽しみ、発見といったアートの価値を体験できる館体験を創出していきます。

地域で生み出される食材の特徴や、生産者に関する情報など、利用者が付加価値として感じる情報を発信するとともに、利用者とのコミュニケーションを重要視し、相互に影響し合いながら、地域の活力向上に寄与することを目指します。

これを実現するために、運営に関する諸条件を再構築し、利用者のニーズを創出し、それを最適に満たすサービスの提供を目指します。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み III 五感に響く美的体験の提供



ミュージアムショップの役割

レストラン・カフェが飲食を提供するだけの機能ではないのと同様に、ミュージアムショップも、単に商品を売買する機能を提供するのみの場所ではありません。

ミュージアム体験を通して得られる驚き、楽しみ、発見といったアートの価値を、商品という媒体を通して、生活の中に持ち帰るためのポータル（入り口）であると捉えられます。

コレクションを中心とした館のアイデンティティ、また、自然や産業といったかたちで表出する地域の豊かさを体現する、アートフルなプロダクトを提供することを通して、生活の中での文化の涵養を促します。

この視点に立つ場合、ショップが提供するものは、モノだけにはとどまらないはずです。プロダクトが成立する背景にある生産者、産地、製造方法、デザインの思考といった情報をストーリーとして発信・提供すること、利用者が日々の生活を豊かにするきっかけを提供することが必要です。

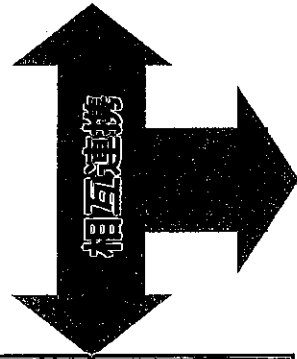
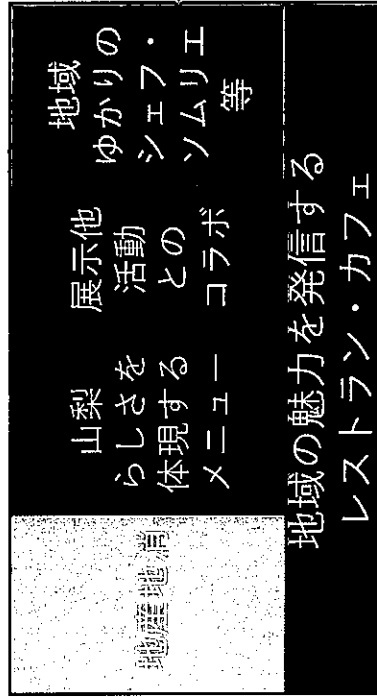
このような活動を通して、県外からの利用者の地域に対する興味関心を育てる種をまくとともに、県民が郷土に対する誇りや愛着を醸成することを目指します。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み III 五感に響く美的体験の提供



▶ レストラン・ミュージアムショップを軸に考えた場合の、価値創造・体験機会創出

レストランの発信機能



ミュージアムショップの発信機能



地域の魅力を体験し、
生活に持ち帰る
ポップアップ

レストラン・ショップの発信機能を最大活用。
これにより、地域の魅力をミュージアム体験と共に生活に持ち帰ることを促す。
結果として、ミュージアムやアートへの入り口と、特色のある体験を提供。
結果として、館に対する利用者の興味・関心の向上、館活動への参加を促す。



5. ビジョンの実現に向けた取り組み

III 五感に響く美的体験の提供

ラーニングプログラムの提供

人が豊かに生きるために必要な創造性を育むことを目指して、県立美術館はこれまでも、教育普及事業として、様々な取り組みをおこなってきました。

一人ひとりが必要とする創造性を育む場として、より一層、機能する美術館となるためには、多様な利用者が自主的に、そして、共に学び合い、新たな発見を得ることを促すような、ラーニングプログラムを企画・構成することが重要と考えます。

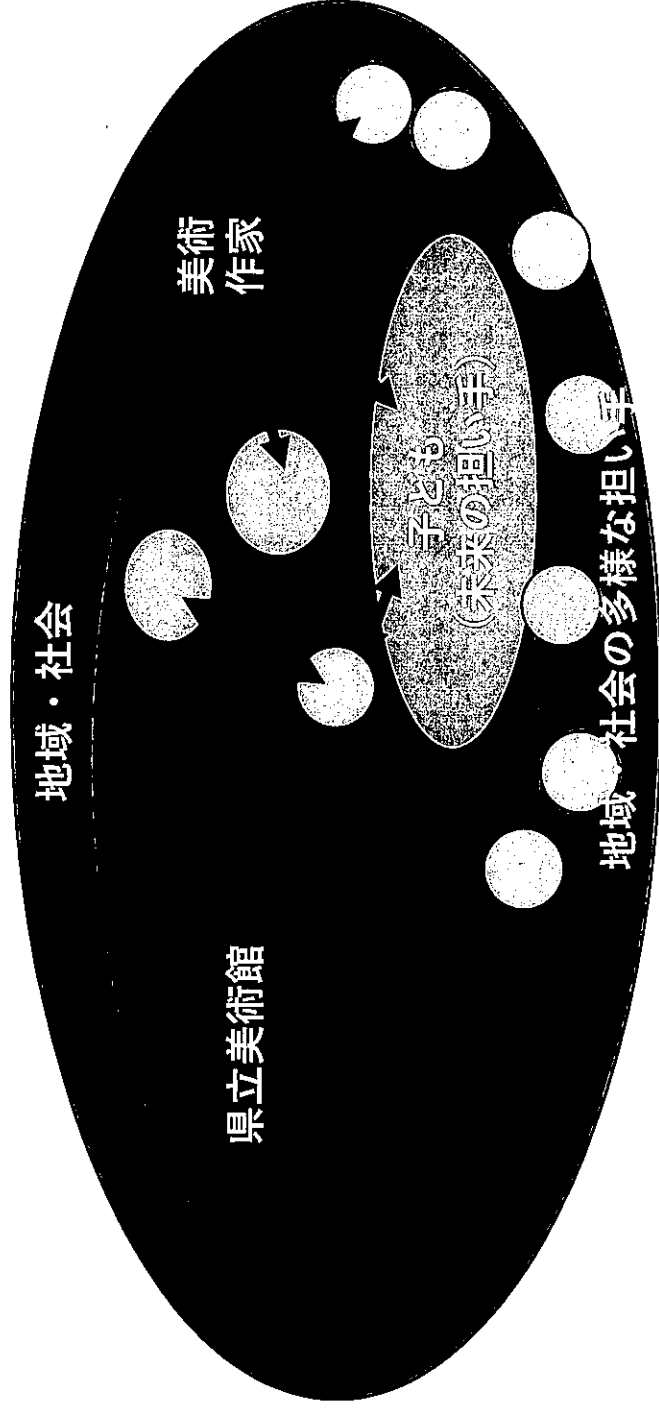
また、将来を担う子どもたちの創造性を育むことは、地域の未来を創造していくために最も重要な課題の1つです。子どもたちの創造性を涵養するためには、美術や、創造的な価値の重要性への理解が、地域・社会において、広く共有されている環境が必要です。

この環境を実現するため、子どもと、社会で活躍する多様な担い手の双方を対象に、目的に従ってデジタル技術を活用することも視野に入れ、ラーニングプログラムを構築・展開していきます。

ラーニングプログラムを通して学ぶのは、利用者だけではありません。ラーニングプログラムを提供する山梨県立美術館、そして協働するアーティストも、利用者から学び、刺激を受ける存在であるというインタラクティブな視点に立つことで、変化する社会の状況や利用者ニーズに対して、適切なプログラムの検討・実施を継続していきます。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み III 五感に響く美的体験の提供

▶ラーニングプログラムの提供を軸に考えた場合の、価値創造・体験機会創出



美術を介して、多角的なアプローチを用いた「学び合い」の場を広く提供することで、創造的価値への理解を地域・社会において醸成し、現在、そして未来の社会の活力を実現する。



5. ビジヨンの実現に向けた取り組み IV「集い」、「出会う」場としての機能強化



地域に特徴的な自然景観、建築、土地の記憶を館のアイデンティティへと昇華

美術館のアイデンティティを形成するのは、美術館のコレクションだけではありません。

世界遺産富士山をはじめ北岳、八ヶ岳、赤石山脈（通称：南アルプス）などの雄大な山々が織りなす特異な盆地地形は、甲府市に特徴的な自然景観であり、地形的な特徴から、人々が行き「交ふ」場となり、歴史的・文化的・人的な営みを醸成し続けてきたという点で、当県の特徴を象徴するものとして捉えられます。

また、近代建築を代表する建築家前川紈男が設計した美術館本館は、当県の文化的な営みの象徴であるとともに、日本の近代史の一端を語りうるものです。

加えて、現在、芸術の森公園とされる当館敷地は、美術館建設以前は、県の農業関係部局が管轄する施設が設置されていました。

集いの場として、コレクション、そして自然景観、建築、土地の記憶を当館のアイデンティティとして捉え直し、象徴的な価値として、利用者が体験できるかたちで発信していくことで、館、そして地域の文化観光的な価値向上を実現します。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み IV 「集い」、「出会う」場としての機能強化



「集い」、「出会う」場としての機能強化による地域活力向上への寄与

人々が「集い」、新しいモノやコトと「出会う」ことを促すパブリックスペース（公共空間）の充実は、近年整備された国内外の美術館において、重要視されています。

地域内外の人々にとって「集い」の場としての機能強化、さらに、館内外の様々な情報やアクティビティと「出会う」機能強化を実現することは、美術館を起点として、一人ひとりのニーズに即した文化観光を促すことにつながり、地域の活力の向上に寄与することが期待されます。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み

IV 「集い」、「出会う」場としての機能強化



多様な価値を生み出す公園

県立美術館は芸術の森公園内に位置しており、その公園内には著名美術作家によるユニークな彫刻が点在し、四季折々の表情を見せるバラ園や日本庭園など、誰しもにとって最も身近に芸術や自然を体感できるスポットとして親しまれてきました。

一方、平成29年には、国において都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、「公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮すること（体験・学習・交流、にぎわい等）」としており、民間の活力をできる限り活かした公園の機能の多様化が求められています。

芸術の森公園においても、国の方針を踏まえ、元来公園の持つ、憩う・散策するなどの日常的な機能に加え、民間事業者や美術作家等の参画を促しながら利用者に向けた質の高い祝祭の空間を提供するなど、地域の活力の向上に繋がるための多面的な活用を検討してまいります。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み

IV 「集い」、「出会う」場としての機能強化

▶パブリックスペース・公園を軸に考えた場合の、価値創造・体験機会創出

館内外の
パブリックスペース
(多目的空間、公園等)

ミュージアムのコア機能を果たす場

- ・多様な人々が多目的に集い、くつろぐ場
- ・地域の良さを美的・象徴的に体感する場
- ・自発的に新たな発見をし、未来を考え、共創する場

「公共」の場としての機能を広げ、
モノ、知が有機的に交差することを促すことで、
新たな価値が創出される。



5. ビジョンの実現に向けた取り組み V成長を実現する体制の整備



成長を実現し、発展を継続する事業実施体制

昨今、ミュージアムに求められる多様な機能を高い水準で果たすためには、関係する諸機関との連携体制の構築を視野に入れながら、各業務の高度な専門性に鑑み、館内の人員・体制を構築する必要があります。

調査・研究・展覧会企画・運営、作品保存・修復、作品管理、ラーニングプログラム、広報・コミュニケーションデザイン、経営など、効果的で効率的な運営体制の整備を検討します。

また、デジタル技術の活用も視野に入れながら、利用者の声や動向を把握し、事業結果をみつめ、定期的に事業の改善を実施することで、ミュージアム活動の成長へと繋げていきます。

5. ビジョンの実現に向けた取り組み V成長を実現する体制の整備

▶多様なニーズに応えるための組織・連携体制 例

山梨県立美術館や山梨県の目的(ビジョン)の達成のため、専門性に鑑み、「館内体制」と、多様な主体との「連携体制」を構築。社会動向や、利用者声により、事業改善を実施。





